

# 石狩市環境白書 '24

- 令和6年度版 -

# 00 目次

01 令和5年度 特集 .....	3
第1節 環境分野における世界や国における動向 .....	3
1 観測史上最高の気温となった2024年 .....	3
2 地球温暖化対策計画・エネルギー基本計画の改定 .....	3
第2節 石狩市の環境分野トピックス .....	4
1 再生可能エネルギーの地産地活モデル構築に関する連携協定締結 .....	4
2 いしかり生き物かけはし戦略（石狩市生物多様性地域戦略）の策定 .....	4
4 ペットボトル水平リサイクル事業を開始 .....	5
5 ごみ・資源分別案内アプリを導入 .....	5
02 石狩市の環境 .....	6
第1節 石狩市環境基本計画 .....	6
1 計画の目的及び位置づけ .....	6
2 計画の全体像 .....	7
3 目指す環境像が実現した2040年のまちの姿 .....	8
4 SDGsとの関係 .....	9
第2節 石狩市環境審議会 .....	10
03 施策及び環境の状況 .....	11
第1節 快適環境分野 安心・安全 .....	11
1 生活環境の保全 .....	12
2 都市環境の形成 .....	28
第2節 自然環境分野 生物多様性 .....	29
1 生物多様性の保全 .....	29
2 自然との共生 .....	37
第3節 生活環境分野 資源循環 .....	39
1 ごみの減量 .....	39
2 廃棄物適正処理 .....	42
第4節 地球環境分野 脱炭素 .....	45
1 地球温暖化対策 .....	46
2 再生可能エネルギーの地産地活 .....	55
3 地球環境保全対策 .....	60
第5節 連携・協働分野 教育・パートナーシップ .....	63
1 環境教育の推進、環境意識の向上 .....	63
2 様々な主体との連携・協働 .....	65
04 その他の主な取り組み .....	66
1 石狩市環境まちづくり基金 .....	66
令和5年度に実施した事業 .....	66
05 参考資料 .....	68
1 石狩市環境基本条例 .....	68
2 環境保全に係る基準 .....	72
1 環境基準 .....	72
2 規制基準（抜粋） .....	78
3 環境関連の主な施設 .....	82

1	石狩浜海浜植物保護センター	82
2	北石狩衛生センター	83
3	リサイクルプラザ	83
4	環境関連の問い合わせ先	84

【本書の構成について】

- |    |  |
|----|--|
| 01 | 近年に代表される世界や国の動向、石狩市の環境分野トピックス。   |
| 02 | 第3次環境基本計画の概要、環境審議会について、環境施策を推進する上での背景や基本的情報。   |
| 03 | 各分野における石狩市の環境の状況、施策の実施状況など。<br>なお、全5節からなり、各節は第3次石狩市環境基本計画で定める5つの分野の目指す姿（長期的な目標）と施策方針に対応。 |
| 04 | その他の主な取り組みなど。  |

# 01

## 令和6年度 特集

### 第1節 環境分野における世界や国における動向

#### 1 観測史上最高の気温となった2024年

令和7（2025）年1月、世界気象機関（WMO）は、「2024年が観測史上最も暑い1年であり、世界全体の気温が産業革命以前と比べて1.55℃上昇したことを確認した」と発表しました。

これは、平成27（2015）年に開催された、国連気候変動枠組条約に関する第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」の努力目標1.5℃を、暦年で初めて超えた年となったことを示しています。

気象庁の発表によると、日本においても、年平均気温平年差は東日本で+1.6℃、西日本で+1.5℃、沖縄・奄美で+1.0℃となり、昭和21（1946）年の統計開始以降、それぞれ年平均気温が1位の高温となりました。また、東・西日本と沖縄・奄美は夏・秋の2季節連続で季節平均気温が1位の高温（タイ記録を含む）となりました。

#### 2 地球温暖化対策計画・エネルギー基本計画の改定

令和7（2025）年2月、新しい地球温暖化対策計画（環境省所管）とエネルギー基本計画（経済産業省所管）が閣議決定されました。

地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく国の総合計画で、令和3（2021）年10月に閣議決定した前回の計画が改定されました。世界全体での1.5℃目標と総合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す内容となっています。

##### 次期削減目標（NDC）



エネルギー基本計画は、エネルギー政策基本法に基づく国の中長期的なエネルギー政策指針であり、地球温暖化対策計画と同じく3年ぶりに第7次計画として改定されました。脱炭素化を掲げ、2040年度の発電量に占める再生可能エネルギーの割合を、現在の約2割から4～5割程度に引き上げ、最大電源とする内容となっています。

## 第2節 石狩市の環境分野トピックス

### 1 「再生可能エネルギーの地産地活モデル構築に関する連携協定」締結

令和6年4月22日、石狩市、株式会社市民風力発電（発電事業者）、株式会社再生可能エネルギー推進機構（特定卸供給事業者）、王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社（小売電気事業者）の4者で、新港南地区に設置されている風車「かぜるちゃん」の電力を、小中学校など公共施設23施設に導入する連携協定を締結しました。

本事業の実施により、CO<sub>2</sub>排出量約1,370 t、電気代 約2,000,000円の削減が見込まれており、再生可能エネルギーの地産地活モデルを構築し、本市のゼロカーボンシティ実現に寄与することが期待できます。



公共施設に掲示したポスター

### 2 いしかり生き物かけはし戦略（石狩市生物多様性地域戦略）の策定

令和6年11月、第3次石狩市環境基本計画にある生物多様性を保全するための個別戦略として、「いしかり生き物かけはし戦略（石狩市生物多様性地域戦略）」を策定しました。

計画の期間は、令和6年策定時から令和22年までの16年間としています。

私たちの生活は、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みである生態系サービスを受けて成り立っています。

本市にはたくさんの自然環境がありますが、地球上の生物多様性はかつてない速度で変化しており、本市も例外ではありません。

本市に残る生物多様性を維持し、損失が進んだところでは回復に努め、豊かな自然と多様な生物、そして市民が共生するまちを目指します。

#### いしかり生き物かけはし戦略 石狩市生物多様性地域戦略

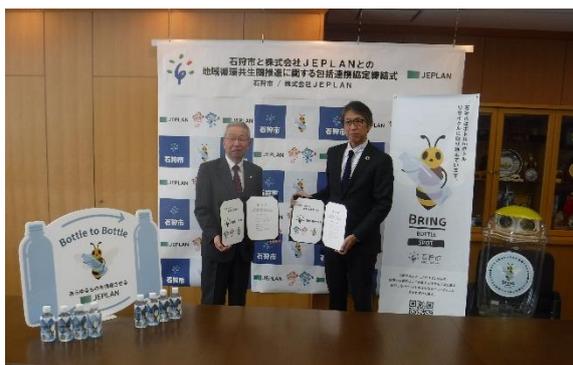


令和6年 11月  
石狩市

## 4 ペットボトル水平リサイクル事業を開始

家庭から排出されるペットボトルを再びペットボトルへリサイクルする取り組み「石狩市ペットボトル水平リサイクル「ボトルt oボトル」事業」を開始するにあたり、水平リサイクルを実現できる企業「株式会社JEPLAN」と令和6年2月22日に包括連携協定を締結し、令和6年4月から、家庭から排出された全てのペットボトルを水平リサイクルする取り組みを開始しました。

また、市民に対する、環境教育、リサイクルの啓発活動など、様々な場面において協定企業と協力して活動を進めることとしました。



写真：協定締結式



写真：イベント啓発活動

## 5 ごみ・資源分別案内アプリを導入

市民の皆様が、いつでも、どこでも、気軽に、ごみの分別や収集日、リサイクル方法などを簡単に確認できるよう、石狩市公式LINEアカウントと連動した「ごみ・資源分別案内アプリ」を令和6年6月から導入しました。



# 02

## 石狩市の環境

### 第1節 石狩市環境基本計画

#### 1 計画の目的及び位置づけ

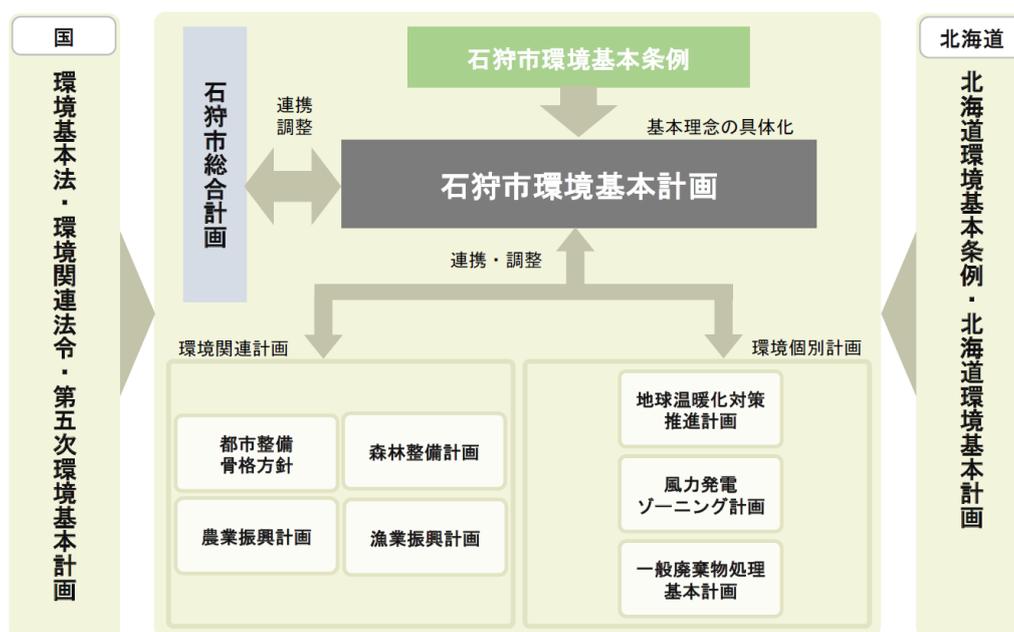
環境基本計画は、石狩市環境基本条例第3条に掲げる基本理念を実現するために、市、事業者及び市民が連携・協力して環境に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

##### 【石狩市環境基本条例（抄）】

###### （基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康かつ安全で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐように適切に進められなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた責務を自覚し、三者の協働の下に自主的かつ積極的に進められなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人と多様な動植物との共生を基調とし、生態系を適切に保全するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成に向けて適切に進められなければならない。
- 4 地球環境保全は、人の活動による環境への負荷が地球規模に及んでいることを市、事業者及び市民が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

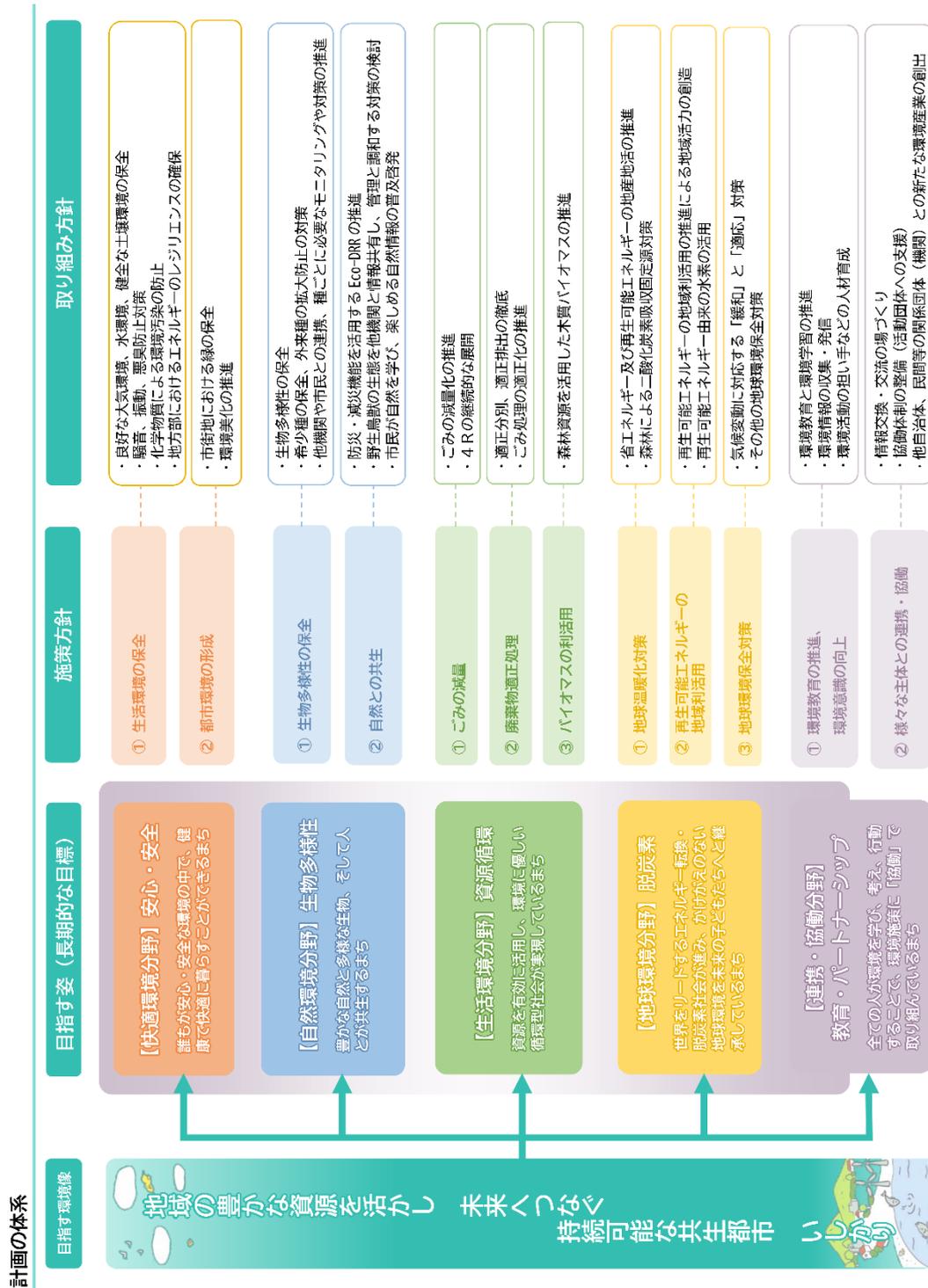
石狩市環境基本条例に基づき、まちづくりの総合計画である「石狩市総合計画」が目指す目標を、環境面から実現する「環境分野における総合計画」です。本計画は条例に定めるとおり、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画として、長期的な目標や施策の方向を示すものであることから、具体的な施策や事業については、関連する個別計画で推進を図っていくこととします。



## 2 計画の全体像

環境基本計画では、2040年に目指す環境像を次のとおり掲げ、目指す環境像を実現するために「目指す姿（長期的な目標）」として「安心・安全」「生物多様性」「資源循環」「脱炭素」の4つの分野と、これら全ての分野に横断的にかかわる「教育・パートナーシップ」の5つの分野を設定しています。

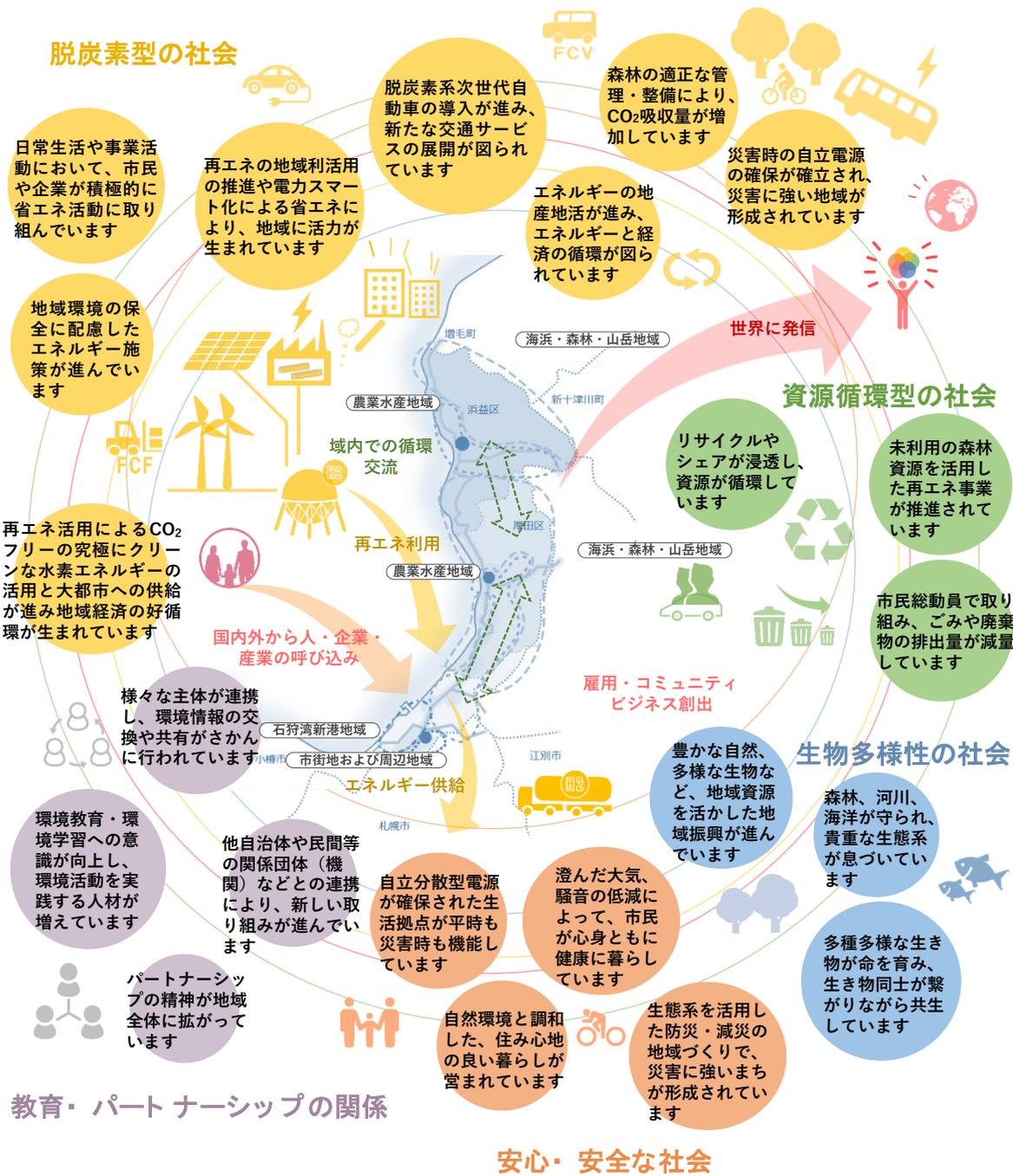
さらに各分野の目指す姿の実現のために行う施策方針と取り組み方針について、それぞれ定めています。



### 3 目指す環境像が実現した 2040 年のまちの姿

環境基本計画では、様々な取り組みを通じ目指す環境像を実現させ、20年後に次のようなまちになっていることを目指しています。

## 目指す環境像が実現した2040年のまちの姿



## 4 SDGs との関係

世界では、平成27年9月、ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダでは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められ、発展途上国のみならず先進国自身が取り組む普遍的なものとなっています。このアジェンダを基に、平成27年から令和12年までに、17のゴールである貧困や飢餓、ジェンダー平等、エネルギー、気候変動など、持続可能な開発のためのゴールを達成するため世界各国が積極的に取り組んでいます。

石狩市が掲げる地域課題は環境・経済・社会分野が相互に関連し複雑化していることから、これらの同時解決を目指す「SDGs」の考え方は重要であり、環境基本計画で掲げる5つの分野とSDGs掲げる17のゴールの関係を意識しながら施策を実施していくことが大切です。

### 持続可能な開発目標 SDGs のゴールと5つの分野との関係

目指す姿（長期的な目標） 5つの分野											
	健康/ 福祉	教育	水	エネ ルギー	産業/技 術革新	まちづ くり	生産/消 費責任	気候 変動	海洋 資源	陸域 生態系	パートナ シップ
<b>「安心・安全」健康で快適な暮らしの実現</b>											
① 生活環境の保全	●		●			●	●				●
② 都市環境の形成			●				●	●			●
<b>「生物多様性」豊かな自然、多様な生物との共生</b>											
① 生物多様性の保全			●						●	●	●
② 自然との共生						●	●				●
<b>「資源循環」循環型社会の形成</b>											
① ごみの減量							●		●		●
② 廃棄物適正処理						●	●				
③ バイオマスの利活用				●						●	●
<b>「脱炭素」持続可能な社会の構築</b>											
① 地球温暖化対策				●	●	●	●	●		●	●
② 再生可能エネルギーの地域利活用				●	●	●	●	●		●	●
③ 地球環境保全対策							●				●
<b>「教育・パートナーシップ」環境行動の輪が広がるまちづくり</b>											
① 環境教育の推進、環境意識の向上		●				●	●	●			●
② 様々な主体との連携・協働						●	●	●			●

## 第2節 石狩市環境審議会

石狩市は、環境基本条例第36条第1項の規定に基づき、「石狩市環境審議会」を平成13年6月に設置し、環境基本計画に関することや、環境の保全及び創造に関する基本的事項などを審議しています。令和5年度は、石狩市地球温暖化対策推進計画の改定等について審議しました。

表 2-1 石狩市環境審議会委員名簿（令和5年6月～令和7年5月）

	氏名	役職等
会長	松島 肇	北海道大学大学院 農学研究院 講師
副会長	芥川 智子	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 部長
委員	黄 仁 姫	北海道大学大学院工学研究院 准教授
委員	玉田 克巳	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 主任主査
委員	氏家 暢	札幌市農業協同組合 常務理事
委員	小笠原 英史	北石狩農業協同組合 理事
委員	丹野 雅彦	石狩湾漁業協同組合 代表理事組合長
委員	牧野 勉	石狩市連合町内会連絡協議会 会長
委員	百井 宏己	石狩商工会議所 専務理事
委員	長原 徳治	市民公募委員
委員	石岡 真子	市民公募委員

### (1) 令和5年度 審議会開催一覧

#### ① 令和5年度第1回石狩市環境審議会

開催日：令和5年8月25日（金）

- 議 題：1) 石狩市地球温暖化対策推進計画（区域施策編・事務事業編）の改定について（諮問）  
2) いしかり生きものかけはしプランについて（中間報告）

#### ② 令和5年度第2回石狩市環境審議会

開催日：令和5年12月25日（月）

- 議 題：1) （仮称）石狩市浜益沖浮体式洋上風力発電実証事業計画段階環境配慮書について（株式会社JERA）  
2) 石狩市地球温暖化対策推進計画（区域施策編・事務事業編）の改定について（継続審議）  
3) 家庭ごみ収集日の変更について  
4) 石狩市生物多様性地域戦略（仮）について（中間報告）

#### ③ 令和5年度第3回石狩市環境審議会

開催日：令和6年3月28日（木）

- 議 題：1) 石狩市公害防止条例施行規則の改正について（諮問・答申）  
2) 石狩市地球温暖化対策推進計画（区域施策編・事務事業編）の改定について（答申）  
3) 石狩市生物多様性地域戦略（案）について（継続審議）  
4) 石狩市環境白書'23について（報告）

# 03

## 施策及び環境の状況

### 第1節 快適環境分野 安心・安全

#### 環境基本計画 目指す姿（長期的な目標）

誰もが安心・安全な環境の中で、  
健康で快適に暮らすことができるまち

#### 関連するSDGs



#### 分野別評価指標の現状と目標

指標	基準 (R元実績)	現状 (R5 実績)	目標 (R12)
大気汚染物質濃度 二酸化窒素 光化学オキシダント 浮遊粒子状物質	環境基準値達成 0.027ppm 0.032ppm (1時間値の1部未達成) 0.026mg/m <sup>3</sup>	環境基準値達成 0.027ppm 0.034ppm (1時間値の1部未達成) 0.028mg/m <sup>3</sup>	環境基準値以下 0.060ppm 以下 0.060ppm 以下 0.100mg/m <sup>3</sup> 以下
水質汚濁物質濃度 (石狩川・石狩海域)	環境基準値達成	環境基準値達成	環境基準値以下
石狩川	BOD 1.2mg/L	BOD 1.3mg/L	BOD 3.0mg/L 以下
海) 港外	COD 1.5mg/L	COD 1.7mg/L	COD 2.0mg/L 以下
海) 港内	COD 1.5mg/L	COD 1.8mg/L	COD 3.0mg/L 以下
海) 掘込水路	COD 1.4mg/L	COD 1.8mg/L	COD 8.0mg/L 以下
(茨戸川)	環境基準値未達成	環境基準値未達成	環境基準値以下
生振大橋	BOD 5.8mg/L	BOD 5.0mg/L	BOD 3.0mg/L 以下
樽川合流前	BOD 5.4mg/L	BOD 5.1mg/L	BOD 3.0mg/L 以下
生振3線北側地先	BOD 3.9mg/L	BOD 4.4mg/L	BOD 3.0mg/L 以下
(中小河川)	4/5 地点で目標値達成	環境目標値達成	環境目標値以下
石狩放水路	BOD 3.2mg/L	BOD 2.5mg/L	BOD 3.0mg/L 以下
紅葉山排水路	BOD 2.3mg/L	BOD 1.0mg/L	BOD 3.0mg/L 以下
発寒川 紅葉橋	BOD 2.7mg/L	BOD 2.4mg/L	BOD 3.0mg/L 以下
厚田川 厚田橋	BOD 0.7mg/L	BOD 0.7mg/L 未満	BOD 2.0mg/L 以下
浜益川 浜益橋	BOD 0.8mg/L	BOD 0.7mg/L 未満	BOD 2.0mg/L 以下
自動車騒音	2/4路線で環境基準値達成	2/4路線で環境基準値達成	環境基準値以下
市道花川南3丁目通	昼 97% 夜 100%	昼 97% 夜 100%	昼 100% 夜 100%
道道樽川篠路線	100% 100%	100% 100%	100% 100%
道道石狩手稲線	85% 87%	84% 87%	100% 100%
道道花畔札幌線	100% 100%	100% 100%	100% 100%

指標	基準 (R元実績)	現状 (R5実績)	目標 (R12)
公共下水道水洗化率	99.5%	99.7%	99.7%
個別排水処理施設整備基数	215基	255基	376基
不法投棄件数	48件	49件	減少
市民一人当たりの都市公園面積	23 m <sup>2</sup>	23 m <sup>2</sup>	30 m <sup>2</sup>
市民参加による公園・緑地への植樹本数	75,773本	78,183本	10万本

## 1 生活環境の保全

### (1) 大気環境の保全

#### ① 概況

大気汚染の原因としては、主に工場・事業場の設備機器、家庭の暖房機器などの固定発生源や自動車などの移動発生源から排出される汚染物質が挙げられます。

固定発生源から排出される汚染物質は、規制措置が進められたことから改善の方向にありますが、自動車等の車両は、窒素酸化物<sup>1</sup>、一酸化炭素、粒子状物質等の大気汚染物質の発生源として大きな影響を及ぼしています。

大気汚染物質の環境基準<sup>2</sup>は、環境基本法に基づき定められており、良好な大気環境を維持する上での物差しとなっています。

#### ② 監視体制

市域内の大気状況は、北海道が一般環境大気測定局<sup>3</sup>を樽川に設置し(図3-1)、二酸化窒素・光化学オキシダント・浮遊粒子状物質の3項目について通年監視しています。



図 3-1 一般環境大気測定局位置図

#### 1 窒素酸化物(NOx)

石油・石炭などの燃料中の窒素分が燃焼することによって発生するものと、空気中の窒素が燃焼によって酸素と結合することで発生するものがある。光化学スモッグや酸性雨などを引き起こす大気汚染原因物質であり、温室効果ガスやオゾン層の破壊の原因にもなっている。

#### 2 環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件として、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のこと。環境基本法第16条に規定されており、行政が公害対策を進めていく上での目標値となっている。

#### 3 一般環境大気測定局

大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を常時監視するために都道府県知事が設置する測定局のうち、一般的な生活空間の大気汚染の状況を把握するため設置された測定局のこと。

### ③ 大気汚染測定結果

#### 1) 二酸化窒素

二酸化窒素は、焼却物や空気中の窒素の燃焼に伴い発生するほか、燃焼により発生した一酸化窒素が大気中で酸化されることによっても発生し、光化学オキシダントの生成や酸性雨に関係する物質として知られ、人の呼吸器等に障害をもたらします。

発生源は、工場・事業場及び家庭の暖房などの固定発生源や、自動車などの移動発生源が考えられています。

令和5年度の経月変化は、例年冬期間に濃度が高くなる傾向がありますが、これは、暖房の使用が増えることなどによる影響が考えられています（図3-2）。

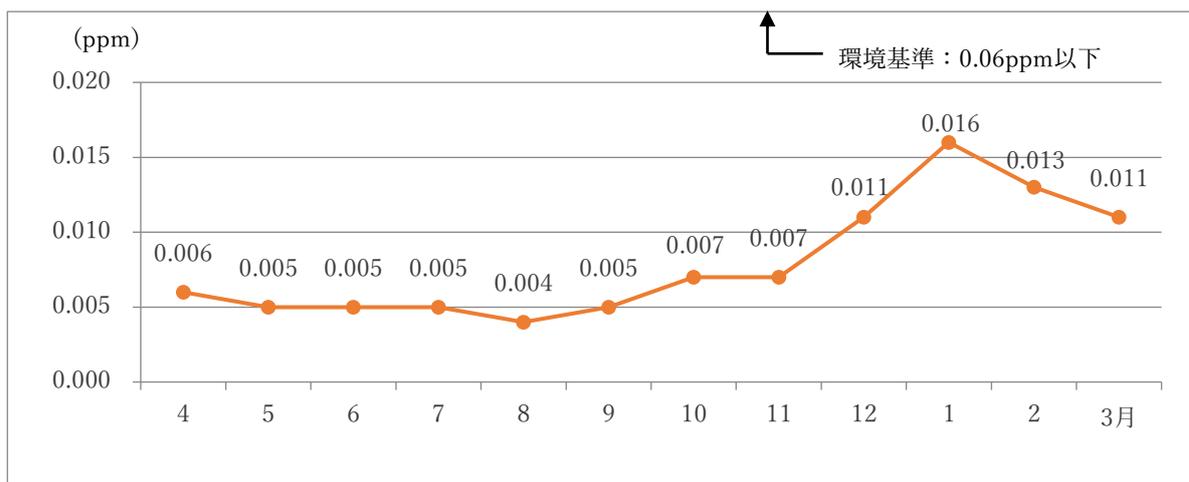


図 3-2 令和5年度 二酸化窒素の経月変化（月平均値）

（北海道環境生活部調べ）

また、経年測定値の変化は、横ばいとなっています（図3-3）。



図 3-3 二酸化窒素の経年変化（日平均値の年間98%値<sup>4</sup>）

（北海道環境生活部調べ）

<sup>4</sup> 日平均値の年間98%値

年間における日平均値を、値によって順に整理し、低い方から98%に相当するもの。

## 2) 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物や炭化水素などの物質が太陽光による光化学反応によって、二次的に生成される酸化性物質のうち、二酸化窒素を除く、オゾン<sup>5</sup>、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等のことをいいます。光化学オキシダントは、光化学スモッグの発生原因となっており、眼や喉等の粘膜に刺激を与えます。

樽川測定局で測定した、令和5年度の経月変化は、例年どおり冬から春にかけて濃度が高くなる傾向にあります。これは、気象条件や成層圏のオゾン沈降などによる影響が考えられています（図3-4）。

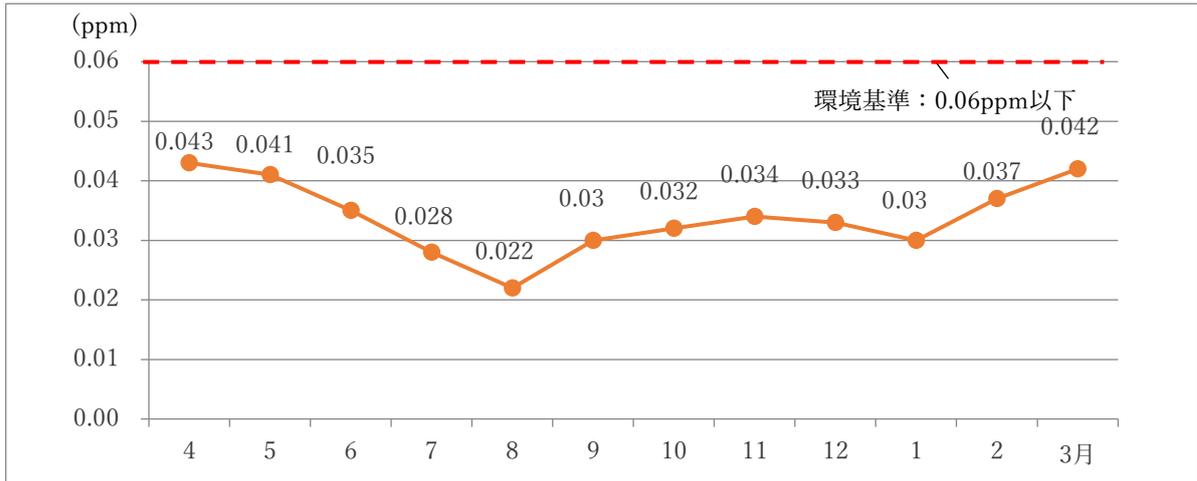


図 3-4 令和5年度 光化学オキシダントの経月変化 (月平均値)

(北海道環境生活部調べ)

令和5年度は環境基準を超えた日が9日あります（図3-5）。平成26年度以降、環境基準を超えた日が多く見られますが、北海道全域で同様の傾向にあり、その原因として、気象条件による変動や東アジア等からの越境汚染による影響などが指摘されています。

ただし、北海道知事による注意報の発令基準（1時間値が0.12ppm以上）を超えた日はありませんでした。

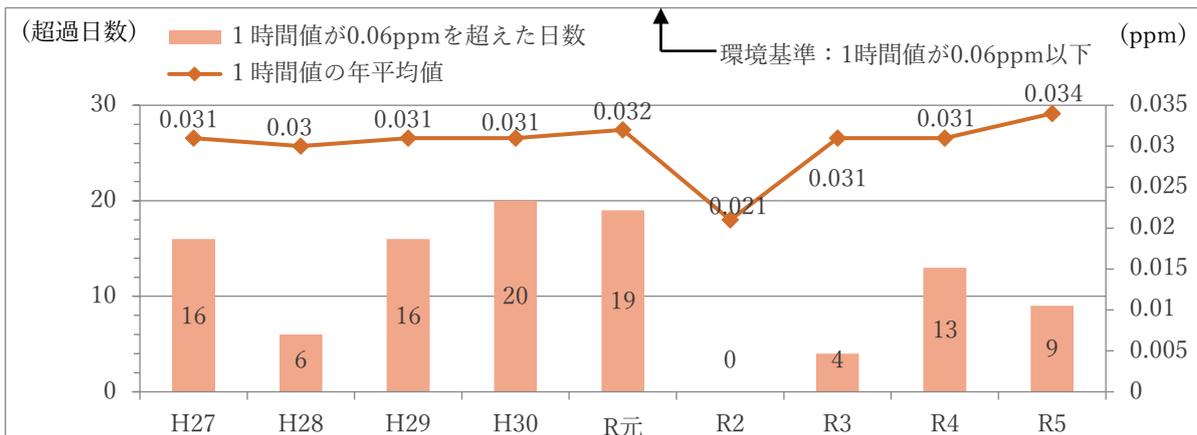


図 3-5 光化学オキシダントの経年変化 (年平均値)

(北海道環境生活部調べ)

### <sup>5</sup> オゾン (O<sub>3</sub>)

酸素分子 (O<sub>2</sub>) に更に酸素原子が結合したもの。地上では強い電場の周囲や放電で、成層圏では太陽の放射エネルギーで生成され、特異臭を有する。酸化力が強いので、脱臭、脱色、漂白に利用される。

### 3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、粒径10ミクロン（0.01mm）以下の浮遊粉じん<sup>6</sup>のことで、大気中に比較的長く滞留するため、呼吸により肺の奥にまで入りやすく、人の健康に影響を及ぼします。

発生源は、工場・事業場からのばい煙<sup>7</sup>や自動車の排気ガス（特にディーゼル車）のほか、土壌、海塩粒子などの影響が考えられます。

樽川測定局で測定した令和5年度の経月変化は、月による変動は見られますが、いずれも環境基準を満たしています（図3-6）。

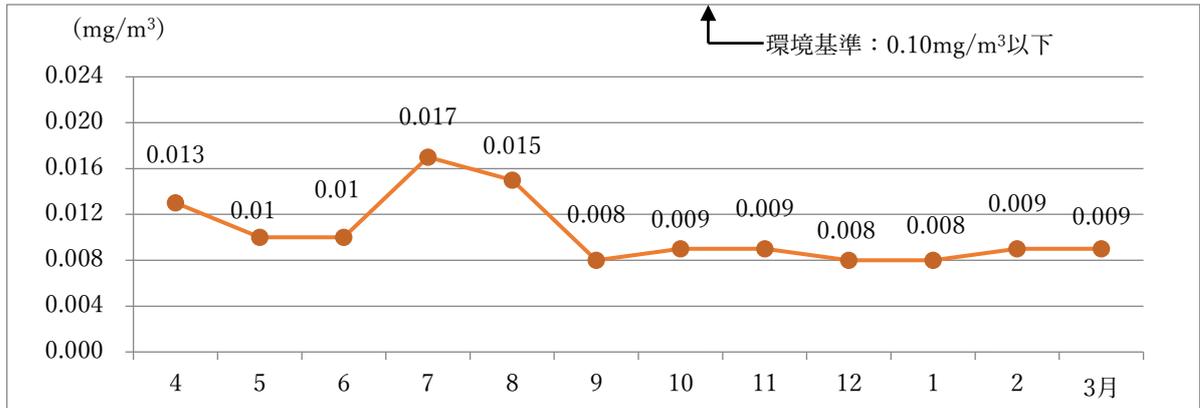


図3-6 令和5年度 浮遊粒子状物質の経月変化 (月平均値)

(北海道環境生活部調べ)

なお、経年測定値の変化は、ほぼ横ばいとなっています（図3-7）。

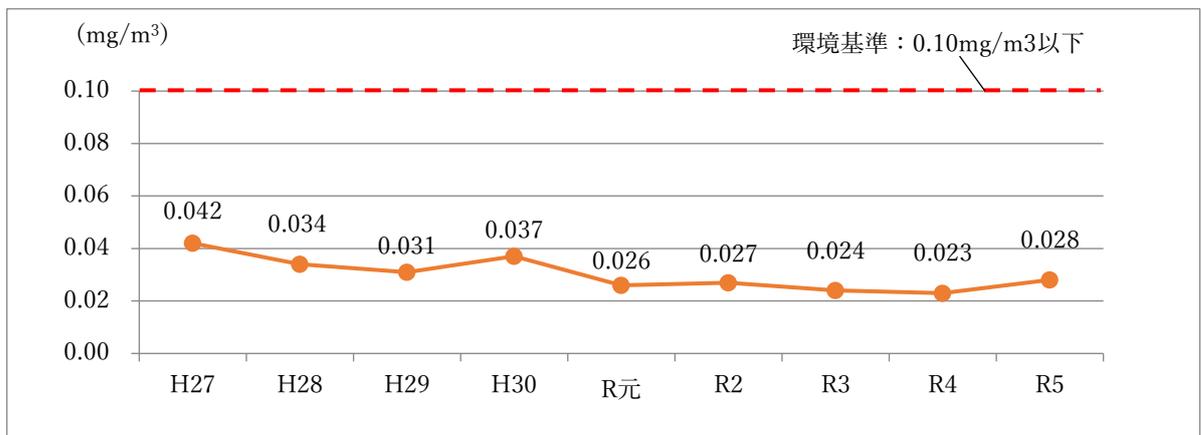


図3-7 浮遊粒子状物質の経年変化 (日平均値の2%除外値<sup>8</sup>)

(北海道環境生活部調べ)

<sup>6</sup> 粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質。

<sup>7</sup> ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れがある物質。

<sup>8</sup> 日平均値の2%除外値

年間における日平均値を、値によって順に整理し、高い方から2%の範囲にあるものを除外した中での最高値。

## (2) 水環境の保全

### ① 概況

私たちの身近に存在し、生活に欠かすことのできない川や海などの水環境は、将来にわたって良好な状態で維持していかなければなりません。

水質汚濁は、人が自然の持つ浄化能力以上に有機物や有害物質などの汚濁物質を川や海に排出することで発生します。

河川、湖沼、海域等の公共用水域<sup>9</sup>には、水質汚濁を防止するための環境基準として、全公共用水域に適用する「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と、利水目的等に応じて類型指定された水域にそれぞれ適用される「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」が定められています。

市域内の主な公共用水域として、石狩川、荻戸川、石狩海域等があり、石狩川（雨竜川合流地点より下流）と荻戸川が河川の基準におけるB類型、石狩海域は、石狩湾新港港湾区域のうち、防波堤の外の港外が海域の基準におけるA類型、掘込水路を除く港内が海域の基準におけるB類型、掘込水路が海域の基準におけるC類型に指定されています（水質汚濁に係る環境基準の詳細については資料編P.73~74参照）。

### ② 水質調査結果

#### 1)石狩川

石狩川の流域は、札幌市、旭川市をはじめ46市町村に及び、石狩市はその最下流部に位置しています。そのため、市域内の石狩川の水質は、流域で排出された汚濁物質の影響が反映されます。



図 3-8 石狩川における水質調査地点

<sup>9</sup> 公共用水域

水質汚濁防止法に定義されている、公共利用のための水域や水路のこと（下水道は除く）。河川、湖沼、港湾、沿岸海域及びこれに接続する公共溝渠、灌漑用水路、その他公共の用に供される水域や水路を指す。

石狩河口橋におけるBOD<sup>10</sup>(生物化学的酸素要求量)の経年変化は0.7~1.2mg/Lで推移しており、ほぼ横ばいの状態が続いています(図3-9)。

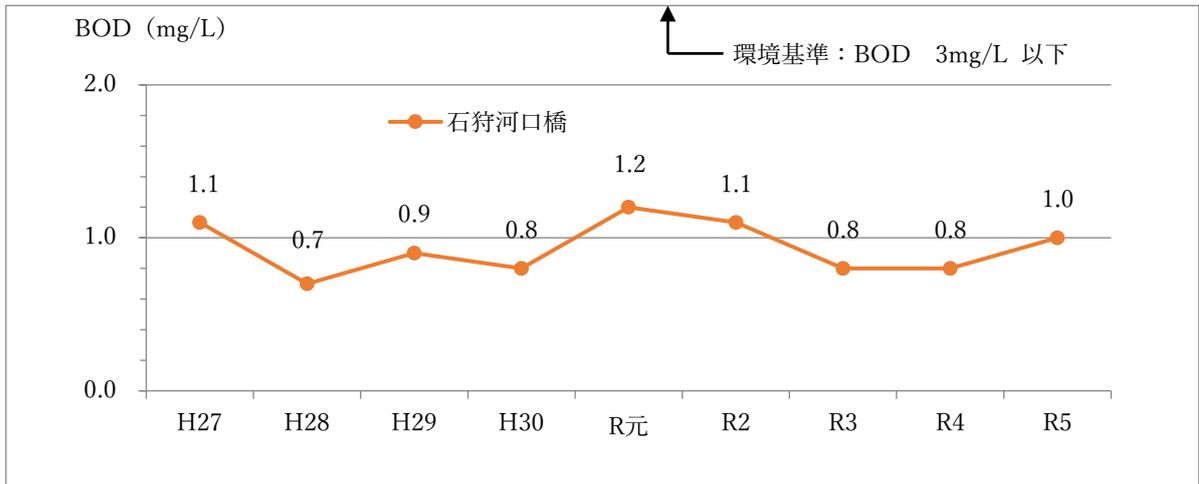


図 3-9 石狩川の BOD 経年変化 (75%値<sup>11</sup>)

(開発局調べ)

また、令和 5 年度の地点別の BOD の変化は、地点間の大きな差は見られません(図3-10)。

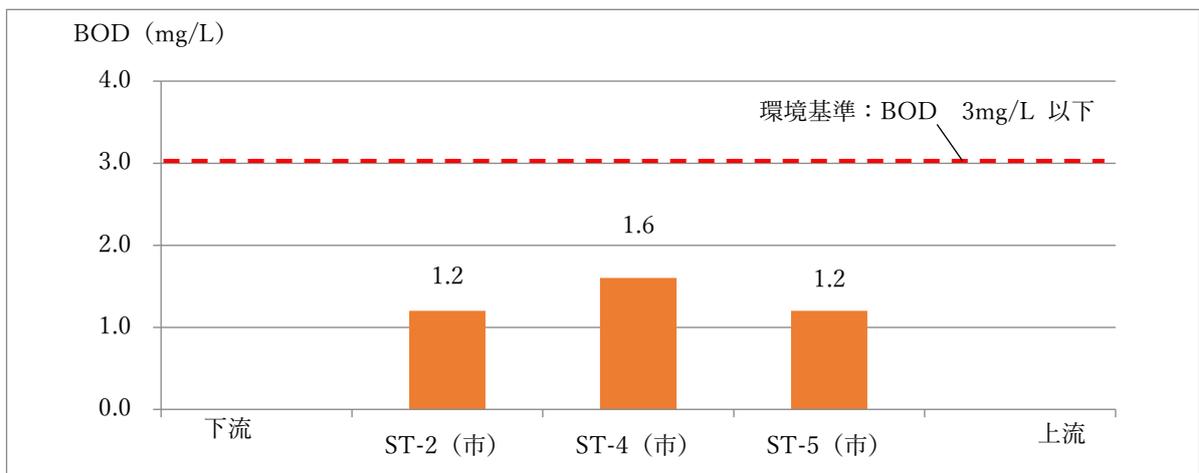


図 3-10 令和 5 年度 石狩川の BOD 調査地点別変化 (75%値)

(市環境課調べ)

<sup>10</sup> BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

<sup>11</sup> 75%値

BOD、CODについて、環境基準との長期的評価に用い、1年間のn個の日間平均値を小さい方から並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目(小数点切り上げ)にくる値。

## 2) 海域

石狩海域は、海域調査地点図のうち北海道がST-1～ST-7の地点、市がA及びBの地点で水質調査をしています（図3-11）。

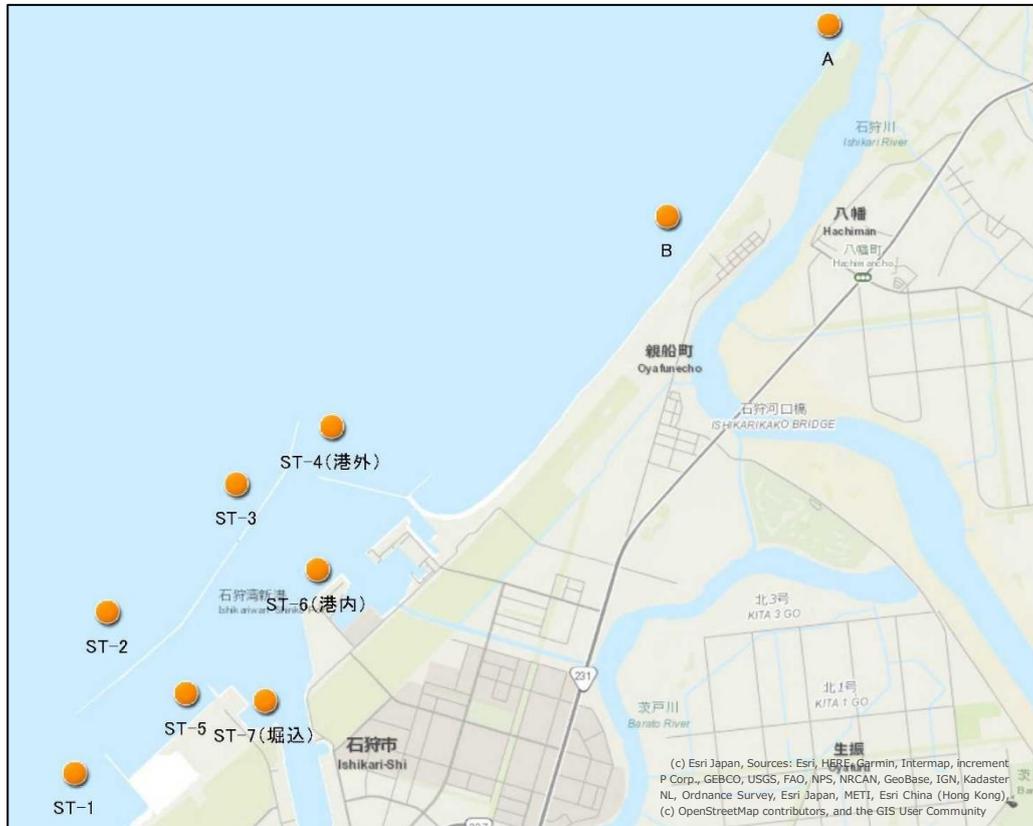


図 3-11 石狩海域における水質調査地点

経年変化については、港内（ST-6）、掘込水路（ST-7）では、過去10年間は環境基準を達成していますが、港外（ST-4）では年によって変動が見られます（図3-12）。

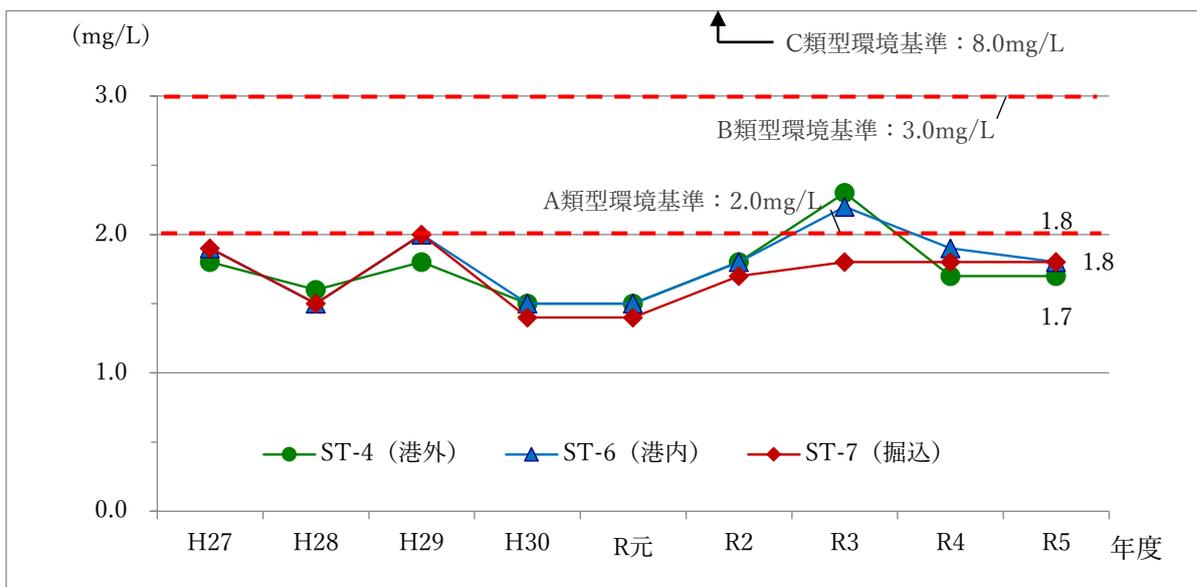


図 3-12 石狩海域の COD 経年変化 (75%値)

(北海道環境生活部調べ)

表 3-1 石狩海域の COD 環境基準

調査地点名		環境基準		調査地点名		環境基準	
		類型	COD (mg/L)			類型	COD (mg/L)
ST-1 (道)	港外	A	2 以下	ST-6 (道)	港内	B	3 以下
ST-2 (道)	港外	A	2 以下	ST-7 (道)	掘込	C	8 以下
ST-3 (道)	港外	A	2 以下	A (市)	—	類型の指定はありません	
ST-4 (道)	港外	A	2 以下	B (市)	—		
ST-5 (道)	港内	B	3 以下				

令和 5 年度の COD<sup>12</sup> (化学的酸素要求量) の調査結果は、北海道が調査を実施した 7 地点のうち、5 地点で環境基準を達成しています (図3-13)。

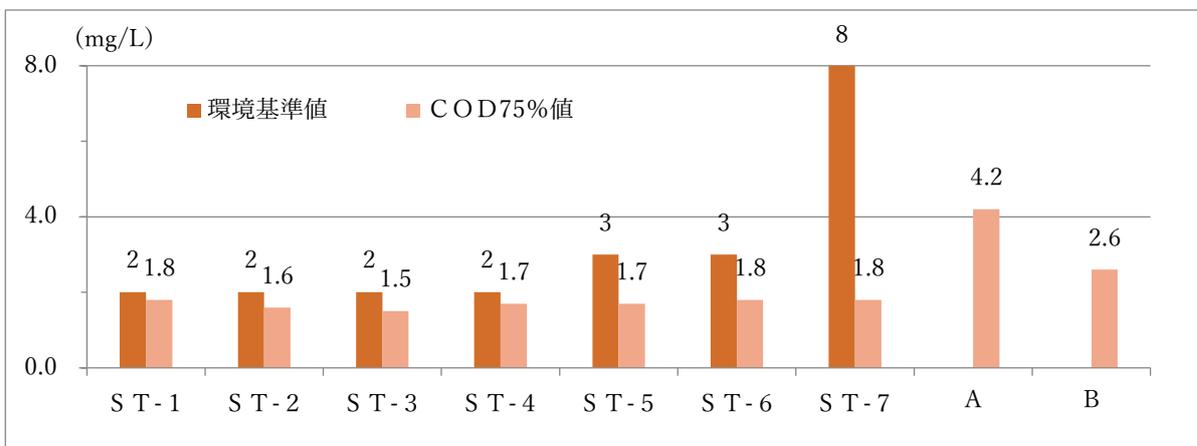


図 3-13 令和 5 年度 石狩海域の COD 調査結果

(北海道環境生活部・市環境課調べ)

### 3) 茨戸川

茨戸川は閉鎖性水域のため、過去には、富栄養化<sup>13</sup>が進み、夏にアオコ<sup>14</sup>が発生するなど水質の悪化が見られましたが、昭和48年に国、道、札幌市及び石狩市で構成する「茨戸川環境保全対策連絡協議会」が「茨戸川環境保全総合計画」を策定し、総合的な水質浄化対策を行ってきました。

その後、国土交通省の「石狩川水系茨戸川及び札幌北部地区河川水環境改善緊急行動計画書 (茨戸川清流ルネッサンス II)」が平成15年3月に策定され、関係行政機関及びNPO団体と共に水質の改善に努めています。

<sup>12</sup> COD(化学的酸素要求量)

水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいかほど水質汚濁は著しい。

<sup>13</sup> 富栄養化

工場排水、生活排水、農業排水などに含まれる窒素、リンなどの栄養塩類が湖沼や沿岸海域などへ流れ込むと、水中の藻類やプランクトンが異常増殖し、これらが死んで腐敗する過程で更に窒素やリンが放出され、次第に栄養塩が蓄積されること。

<sup>14</sup> アオコ

都市排水が流入する湖沼や池などでは、富栄養化が進み、藍藻類などのプランクトンが大量発生する。そして、それらが表面に浮かび上がり、水面を青緑色に覆ってしまうことをアオコという。



図 3-14 茨戸川における水質調査地点

BODについては、昭和53年～平成11年に底泥浚渫等を行った結果、大きく低減しましたが、依然として環境基準には達していません（図3-15及び図3-16）。

今後は、下水処理場の処理水質を高度処理相当に維持していることや、平成19、22、27年から計3箇所浄化用水の導水を開始したため、更なる改善が期待されているところです。

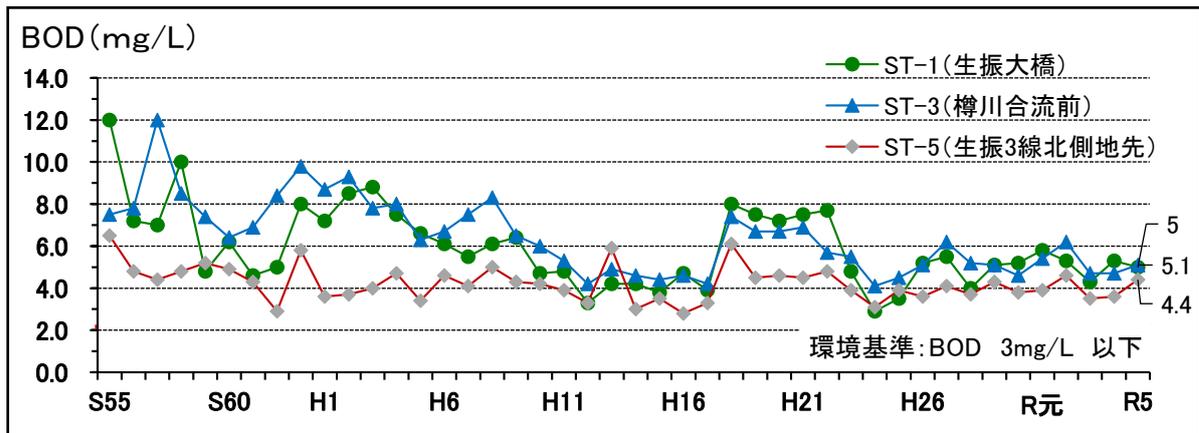


図3-15 茨戸川のBOD経年変化（75%値）

（開発局調べ）

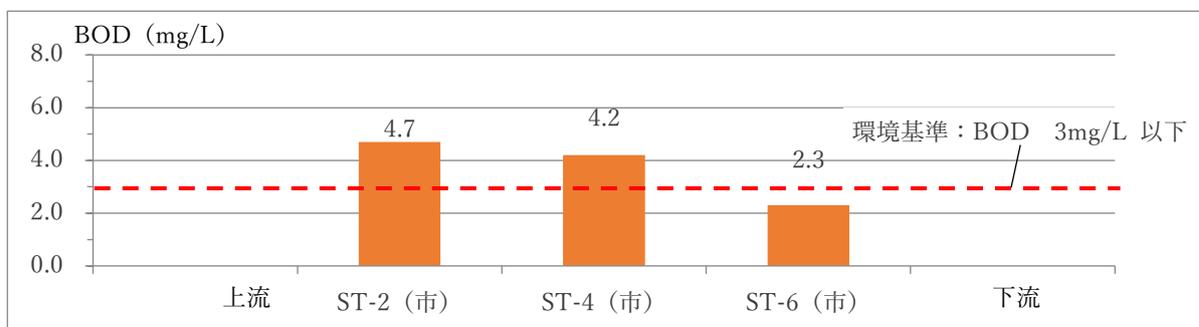


図 3-16 令和 5 年度 茨戸川の BOD 調査地点別変化（75%値）

（市環境課調べ）

#### 4) 中小河川

中小河川は、図3-17のとおり石狩放水路、花川橋（樽川下流）、紅葉橋（発寒川）、厚田橋（厚田川）及び浜益橋（浜益川）の5地点で調査を実施し、すべての地点でBODの環境目標を達成しています（図3-18）。

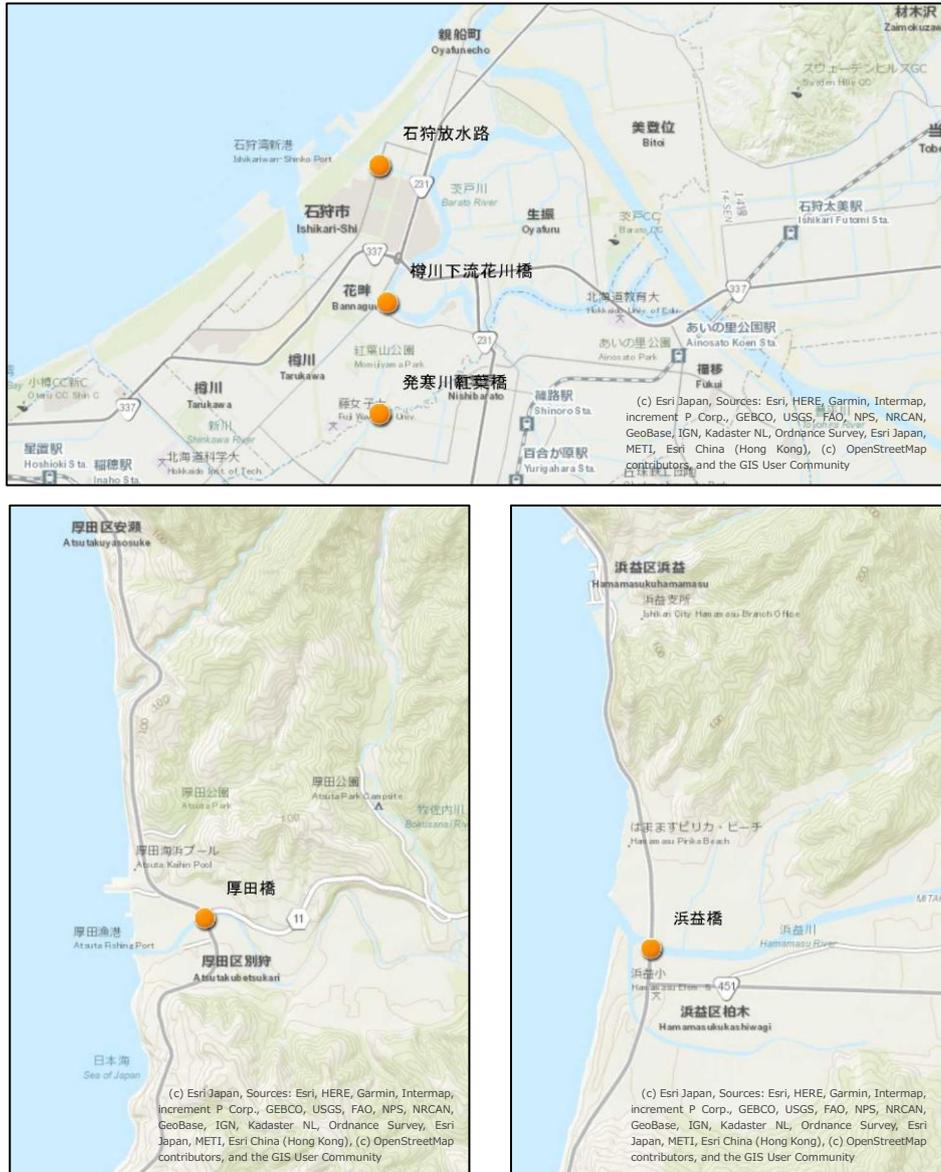


図 3-17 中小河川における水質調査地点図

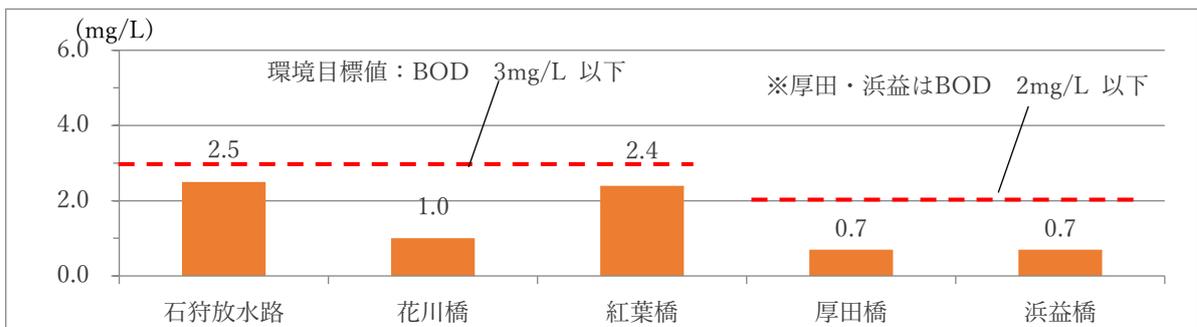


図 3-18 令和5年度 中小河川の BOD 調査結果 (75%値)

(市環境課調べ)

## 5)有害物質等

市では、石狩川、茨戸川及び石狩海域の有害物質等について、7地点で調査を行っています（図3-19）。令和5年度の結果は以下のとおり、全ての水域において環境基準を達成しました（表3-2）。なお、底質は環境基準が定められていません。

表 3-2 令和5年度 有害物質等調査結果

・水質（各水域の平均値）

調査項目	環境基準	石狩川 (ST-2.5)	茨戸川 (ST-1.2.3.)	石狩海域 (A.B)
シアン (mg/L)	検出されないこと	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム (mg/L)	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛 (mg/L)	0.01以下	<0.005	<0.005	0.0015
六価クロム (mg/L)	0.02以下	<0.01	<0.01	<0.01
砒素 (mg/L)	0.01以下	<0.005	<0.007	<0.005
総水銀 (mg/L)	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
全窒素 (mg/L)	—	1.40	2.90	0.23
全リン (mg/L)	—	0.073	0.11	0.017

・底質（各水域の平均値）

調査項目	石狩川 (ST-2.5)	茨戸川 (ST-1.2.3)
pH <sup>15</sup>	7.1	6.9
含水率 (wt%)	29.9	58.1
強熱減量 (wt%)	4.1	12
COD (mg/g)	12.2	70.7
硫化物 (mg/g)	<0.1	1
カドミウム (mg/kg)	<0.1	0.4
鉛 (mg/kg)	9.4	20.3
六価クロム (mg/kg)	<2	<2
砒素 (mg/kg)	6.7	84.7
総水銀 (mg/kg)	0.06	0.3
全窒素 (mg/g)	0.56	4.2
全リン (mg/g)	0.52	4.3

(市環境課調べ)

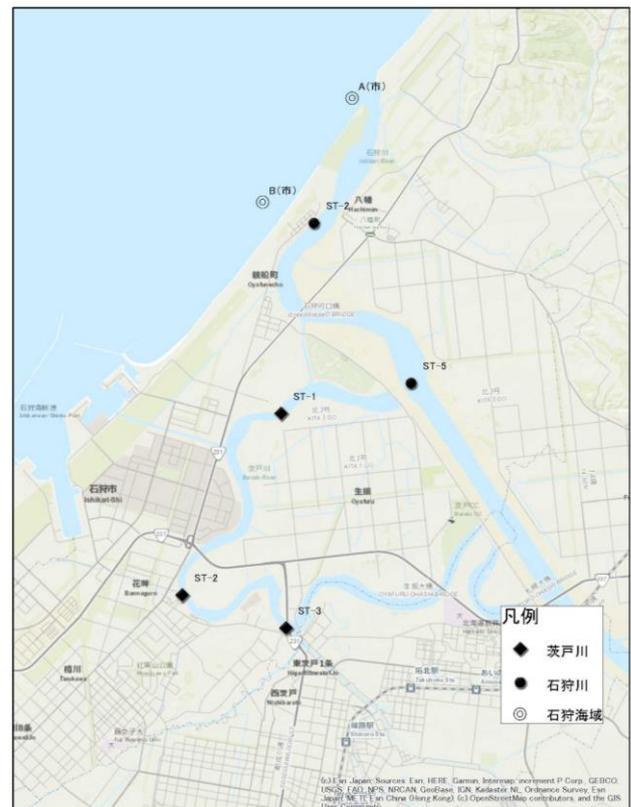


図 3-19 有害物質等調査地点

<sup>15</sup> pH

酸性、中性、アルカリ性の程度を表す指標で、7.0が中性、それより小さいと酸性、大きいとアルカリ性を表す。

### (3) 上下水道の状況

#### ① 上水道の状況

市では、平成22年度に石狩地区の上水道事業と厚田区、浜益区及び濃屋地区の簡易水道事業との統合を行い、一つの上水道事業となりました。石狩地区においては、平成25年度から当別ダムを水源とする当別浄水場（石狩西部広域水道企業団用水供給事業）から水道用水を受水し、水道水を供給しています。

厚田区は幌内川を水源とする厚田浄水場、浜益区は群別川を水源とする浜益浄水場及び滝ノ沢川を水源とする実田浄水場、濃屋地区は濃屋川支流小川を水源とする濃屋浄水場から各々水道水を供給しています。上水道事業の普及率は、表3-3のとおりです。

表 3-3 上水道事業の普及状況（各年度末）

	単位	R元	R2	R3	R4	R5
給水区域内人口 (A)	人	58,194	58,192	57,956	57,777	57,463
給水人口(B)	人	57,985	58,000	57,791	57,623	57,335
給水区域内普及 (B/A)	%	99.6	99.7	99.7	99.7	99.8
1日平均配水量	m <sup>3</sup> /日	15,938	16,179	16,548	16,254	16,397
1日最大配水量	m <sup>3</sup> /日	18,262	18,786	18,653	18,046	18,405
1人1日当たり平均配水量	L/人・日	275	279	286	282	286
1人1日当たり最大配水量	L/人・日	315	323	323	313	321

(市水道施設課調べ)

#### ② 下水道の状況

市では、生活環境の快適性向上、浸水の防除及び公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備を進めています（普及状況は表3-4を参照）。手稲処理区、茨戸処理区については、下水処理を札幌市に委託し、手稲水再生プラザと茨戸水再生プラザで行っています。また、令和2年4月には、八幡処理区において新たに緑ヶ原及び虹が原地区の供用を開始しています。

なお、厚田処理区、望来処理区及び八幡処理区（緑ヶ原及び虹が原地区）は、特定環境保全公共下水道になります。

表 3-4 公共下水道普及状況（各年度末）

	単位	R元	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口 (A)	人	58,221	58,218	57,979	57,796	57,480
処理区域内人口 (B)	人	53,815 (763)	54,699 (1,518)	54,639 (1,498)	54,574 (1,481)	54,362 (1,448)
普及率 (B/A)	%	92.4	94.0	94.2	94.4	94.6
処理水量	万m <sup>3</sup>	482 (8)	470 (15)	483 (15)	511 (15)	479 (14)
管渠延長 (汚水)	Km	279 (14)	287 (21)	287 (21)	287 (21)	287 (21)
管渠延長 (雨水)	Km	182	182	184	184	186
許可済予定処理区域面積	ha	1,276 (92)	1,276 (92)	1,276 (92)	1,276 (92)	1,276 (92)
処理区域面積	ha	1,159 (58)	1,192 (91)	1,192 (91)	1,192 (91)	1,193 (91)

注) 表の下段 ( ) 書きは、特定環境保全公共下水道に係る数値 (内数)。

(市下水道課調べ)

### ③ 個別排水処理施設整備事業の状況

市では、生活環境の快適性向上及び公共用水域の水質保全のため、下水道全体計画区域外において個別排水処理施設（合併処理浄化槽）整備を進めています。令和5年度は8基設置し、計255基となりました。また、平成17年の市村合併時に旧厚田村から引き継いだ個人設置分も合わせて274基を市で管理しています。

### (4) 騒音対策

自動車交通の発達、豊かな生活、経済を支えていく上で欠くことのできないものですが、反面、交通量の多い場所では深刻な騒音公害を引き起こしています。

騒音規制法に基づく指定地域等の条件に応じてその類型ごとに適用される環境基準が定められています（環境基準の詳細については、P.76参照）。

令和5年度における自動車騒音調査は、面評価方式に基づいて、図3-20に示す道道石狩手稲線で実施し、評価結果については表3-5のとおりです。



図 3-20 令和5年度自動車騒音調査地点図

表 3-5 交通騒音評価結果

R5.9.21~22 場所: 花川南3条1丁目		近接空間		非近接空間		近接・非近接の計	
昼間 (午前6時~ 午後10時)	対象住宅等戸数	140戸	100%	382戸	100%	522戸	100%
	基準値超過	0戸	0%	84戸	22%	84戸	16%
	基準値達成	140戸	100%	298戸	78%	438戸	84%
夜間 (午後10時~ 午前6時)	対象住宅等戸数	140戸	100%	382戸	100%	522戸	100%
	基準値超過	0戸	0%	67戸	18%	67戸	13%
	基準値達成	140戸	100%	315戸	82%	455戸	87%

注) 1. 近接空間: 道路端から20m以内の区間

非近接空間: 道路端から20m超過~50m以内の区間

2. 環境基準: ・昼間 60dB以下、夜間 55dB以下 (A地域)  
 ・昼間 65dB以下、夜間 60dB以下 (B地域・C地域)  
 ・昼間 70dB以下、夜間 65dB以下 (幹線交通を担う道路の近接空間)

(市環境課調べ)

## (5) 化学物質等による環境汚染の防止

現在、化学物質は、工業用の原料や日常生活における製品など様々な用途で使用され、その数は、世界で約10万種、国内でも数万種といわれています。これらの化学物質は、使用や廃棄の過程で環境中に放出され、その中には、人や動植物に悪影響を与え、環境汚染の原因となるものもあります。

### ① ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法で定義されているポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の化学物質群を指します。

ダイオキシン類は、物の燃焼や化学物質の製造過程で非意図的に生成され、発がん促進作用や甲状腺機能の低下、生殖器官の重量、精子形成の減少、免疫機能の低下を引き起こすことが報告されており、国は、今後も研究を続けていくこととしています。

なお、主な発生源としては、ごみの焼却が挙げられます。

北海道及び市が実施した、大気、水質のダイオキシン類調査結果は、いずれも環境基準を達成しています（表3-6）。

表 3-6 令和5年度 ダイオキシン類濃度

(大気)		(単位：pg <sup>16</sup> - TEQ <sup>17</sup> /m <sup>3</sup> )		
地 域	調査回数	平均値	環境基準（年間平均値）	
道調査：新港地区	2	0.055	0.6以下	
市調査：花川地区（花川北2条3丁目）	2	0.007		
(北海道、市環境課調べ)				
(水質)		(単位：pg - TEQ/L)		
地 域	調査回数	平均値	環境基準（年間平均値）	
市調査：石狩川（石狩河口橋下）	1	0.084	1以下	
市調査：茨戸川（樽川合流前）	1	0.033		
(市環境課調べ)				

### ② ゴルフ場使用農薬

ゴルフ場で使用される農薬などが環境汚染を引き起こし、大きな社会問題となったことから、国や北海道では、平成2年に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」（環境庁）、「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」（北海道）を制定しました。その後、平成29年3月に国の指針は「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物の被害の防止に係る指導指針」（環境省）へと改定され、令和2年3月に農薬取締法の改正に伴い、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」に改定されました。

市においても、平成3年に「石狩市ゴルフ場における農薬等の安全使用に関する指導要綱」を定

<sup>16</sup> pg（ピコグラム）

1兆分の1グラムのこと。p（ピコ）は1兆分の1を表す単位。

<sup>17</sup> TEQ（等価毒性量）

ダイオキシン類は多くの異性体を持つので、その毒性を表すため、それぞれの異性体を最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算して合計した量のこと。

めて、ゴルフ場事業者と「農薬等の安全使用に関する協定」を締結し、ゴルフ場排出水の監視や使用農薬等の規制を行い、生態系への影響や人体への健康被害の防止を図っています。

令和5年度の市内8ヶ所のゴルフ場排出水に含まれる農薬成分は、いずれも環境省指針値以内になっています（表3-7）。

表 3-7 令和5年度 ゴルフ場農薬調査結果 （単位：mg/L）

農薬成分 ゴルフ場	トルクロ ホスメチル	有機銅	イプロ ジオン	プロピ コナゾール	アゾキシス トロピン
A	<0.001	<0.001	—	—	<0.001
B	<0.001	—	<0.001	—	<0.001
C	<0.001	<0.001	—	—	<0.001
D	—	—	—	—	<0.001
E	<0.001	—	—	—	—
F	<0.001	<0.001	—	—	—
G	<0.001	<0.001	—	—	<0.001
H	—	<0.001	0.001	—	—
環境省指針値	2	0.2	3	0.5	4.7

注) 検体採取は、原則農薬散布後1週間以内、2ヶ所以上調査の場合は、検出最高値を示す。

(市環境課調べ)

## (6) 地下水

地下水は、自然界の水循環において重要な役割を果たしており、また、一般的に水質が良好で水温の変動が少ないなどの特徴を持つ大切な水資源です。しかし、有害物質等に汚染されると、浄化することが困難であるため、未然に汚染を防がなければなりません。

地下水の水質は、北海道が砒素等の有害物質について調査を行った結果、環境基準を達成しています（表3-8）。

表 3-8 令和5年度 地下水水質調査結果（年平均値） （単位：mg/L）

項 目	地 区 北生振	環境基準
砒素	0.01	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	—	10 以下

(北海道調べ)

## (7) その他の生活環境保全対策（公害苦情）

### ① 公害苦情の現状

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等による、公害苦情相談が市に寄せられた場合、法律、条例等に基づく対応を行っています。

過去5年間では、悪臭、騒音による、感覚的・心理的被害による申し立てが多く、全体の57.5%を占めました。また、工業地域においては、粉塵、煙等の、大気汚染による被害の申し立てが多い状況となっています。

### ② 公害苦情件数の推移

大気汚染や工場・事業場などの騒音、振動について、市に問い合わせがあった件数は表3-9のとおりです。

表 3-9 公害種類別苦情件数

年度 苦情内容	R元	R2	R3	R4	R5
大気汚染	14	3	5	12	4
水質汚濁	2	1	1	1	0
騒音	5	6	11	9	13
振動	3	2	0	0	1
悪臭	9	4	2	8	2
土壌汚染	0	0	0	2	0
地盤地下	0	0	0	0	0

### ③ 公害防止協定

市は、市民の健康の確保と、安全で快適な生活環境を保全するために、公害防止条例を制定し、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、健康や生活環境に被害が生じることを防いでいます。

さらに、条例や規則による規制に加え、地域の実情に応じて個別の事業者と公害防止協定を締結し、市民の生活環境の保全に努めています。

表 3-10 公害防止協定締結事業者・締結項目一覧

No.	公害防止協定締結事業者	業種	協定締結年月
1	共同企業体 石狩アスコン	産業廃棄物処理	平成6年5月
2	岡本興業(株)	産業廃棄物処理	平成12年7月
3	早来工営(株)	産業廃棄物処理	平成14年4月
4	(株)ばんけいリサイクルセンター	産業廃棄物処理	平成15年8月
5	ジャパンサイクル(株)	産業廃棄物処理	平成19年4月
6	日本公防(株)	産業廃棄物処理	平成22年9月
7	新洋商会(株)	産業廃棄物処理	平成22年9月
8	(株)ミチウエ	産業廃棄物処理	平成25年1月
9	北海道電力(株)	LNG火力発電所	平成26年6月
10	(株)リプロワーク	産業廃棄物処理	平成28年6月

## 2 都市環境の形成

### (1) 緑の保全対策

#### ① 水とみどりの基本計画

市は、みどりの保全と創出を推進することを目的に、平成13年10月に「水とみどりの基本計画」を策定しました。その後、社会状況の変化や平成17年に厚田村・浜益村と合併したことから、平成25年3月に中間見直しを行いました。

令和2年3月には、「都市マスタープラン」、「住生活基本計画」、「立地適正化計画」とあわせ、本市の都市・緑・住宅の整備の方向性を示す新たなマスタープランとして、「石狩市都市整備骨格方針」を策定し、その中で「緑の基本計画」として改定を行いました。

私たちの日常生活においては、ゆとりと安らぎのある市民生活を実現することが求められていることから、市では、森林や水辺の保全、公園緑地の整備、公共施設や民有地の緑化など、自然と人間が共生する豊かでうるおいのある都市環境を形成し、市民と共に良好な環境の維持と創出を図ります。

#### ② 都市公園

公園や緑地は、安全で快適な都市環境を形成し、人々に安らぎや潤いを与える憩いの場として重要な役割を担っています。また、都市の環境改善、防災機能の強化、スポーツ、交流など様々な機能に加え、公園緑地内の木々や花々からは四季の変化を実感し、自然に親しむこともできます。

令和5年度末現在、石狩市には135ヶ所の都市公園があり、総面積は122.8haで、市民一人当たりの都市公園面積は約23㎡になります。

#### ③ 不法投棄の状況

美しいまちづくりを進める上で問題となっている、ごみのポイ捨てや不法投棄については、監視の強化や防止策の検討を行っていますが、残念ながら後を絶ちません。

市民や事業者との協働によるごみ拾いや、不法投棄防止の普及啓発を行い、美しく快適なまちの維持に努めます。

表 3-11 不法投棄の状況

内容 年度	発見・ 通報件数 (件)	家電 リサイクル品 (台)	パソコン (台)	その他 家電 (台)	家具類 (台)	車・ バイク (台)	タイヤ (本)	一般ごみ その他 (個)
R元	48	73	9	12	38	0	252	54
R2	47	35	11	2	30	0	129	69
R3	56	56	4	7	28	1	741	53
R4	52	119	10	1	0	0	646	14
R5	49	45	0	5	7	1	124	102

表 3-12 ボランティア清掃の状況

年度	R元	R2	R3	R4	R5
団体数(団体)	45	29	45	36	47
参加人数(人)	4,772	969	2,249	6,884	7,158

## 第2節 自然環境分野 生物多様性

環境基本計画 目指す姿（長期的な目標）

豊かな自然と多様な生物、そして人とが共生するまち

関連するSDGs



分野別評価指標の現状と目標

指標	基準（R元実績）	現状（R5実績）	目標（R12）
石狩浜海浜植物等保護地区等の拡大	54.3ha	54.3ha	64.3ha
普及啓発事業実施数	3 事業	1 事業	5 事業
普及啓発事業への参加等人数	90 人	545人 (その他回覧による普及啓発を実施)	200 人
希少種保全・外来種防除事業実施数	3 事業	5 事業	5 事業
市民との協働による森林整備面積	10 ha	10 ha	13 ha

### 1 生物多様性の保全

#### (1) 自然保護地区等の指定

##### ① 市内の保護地区等の指定状況

石狩市には、石狩特有の強い風を防ぐための防風林や、身近な自然である紅葉山砂丘、雄大な暑寒別天売焼尻国定公園など、保護・保全をすべき自然環境が多く存在しており、国、北海道、石狩市がそれぞれ、自然保護地区等として地域や樹木などを指定しています（表3-13及び図3-22）。

表 3-13 石狩市内の自然保護地区等（令和 5 年度末現在）

（表中の番号①～⑤は図3-22、23に対応）

指定法令等	指定・抽出名称	地域	
国	都市公園法	都市緑地	はまなすの丘公園
	海岸法	海岸保全区域 （一般公共海岸区域）	親船地区、聚富地区、望来地区、嶺泊地区、小谷地区、別狩地区、安瀬地区、毘砂別地区、川下地区、浜益地区、群別地区
	森林法	保安林	海岸林、花川・生振地区等防風林
	自然公園法	暑寒別天売焼尻国定公園	（図 3-22 参照）
	鳥獣保護管理法	鳥獣保護区	送毛鳥獣保護区、濃屋鳥獣保護区
	生物多様性基本法	生物多様性の観点から重要度の高い海域	石狩湾
道	北海道自然環境等保全条例	記念保護樹木	石狩市農協「赤だもの一本木」
		環境緑地保護地区	実田神社
	北海道自然環境保全指針 （平成元年当時）	すぐれた自然地域	石狩海岸、石狩川下流部湿原、雄冬海岸、暑寒別岳・雨竜沼
		身近な自然地域	真勲別河畔林、紅葉山公園、グミの一本木、茨戸川、紅葉山砂丘、八の沢自然林、石狩防風林、ハマナス原生花園、毘砂別海水浴場、川下海水浴場
市	石狩市自然保護条例	石狩市記念保護樹木	了恵寺「くりの二本木」(①)、花川小学校「イチョウの二本木」(②)
	石狩浜海浜植物等保護条例	海浜植物等保護地区	河口地区(③)、聚富地区(④)、弁天・親船地区(⑤)

## ② 海浜植物等保護地区の指定

良好な海浜環境を将来にわたり保全していくため、「石狩市海浜植物等保護条例（平成12年 3 月 30 日制定）」に基づき、海浜植物等保護地区を指定しています（図3-23及び表3-14）。

保護地区では、全ての植物採取を禁止している「生態系保護地区」と植生維持に影響のない範囲の採取を認めている「自然ふれあい地区」に区分していますが、いずれも看板や車両侵入防止柵を設置し、海浜環境の保全と利用状況の把握に努めています。また、4 月から 9 月までは監視員を配置し、巡回による監視を行っています。

親船地区西端から石狩湾新港東埠頭東端にかけての延長約2.6km、約33.7haの海岸保全区域については、海岸管理者が植生保護を目的に車乗り入れ防止柵を設置していますが、侵入が後を絶たない状況です。

そのため、海岸管理者等で構成される「石狩浜環境保全連絡会議」では、このエリアについて、柵の補強等の対策に加え、段階的に市条例に基づく保護地区の拡大を図ることが合意されており、平成30年 5 月には条例を一部改正し、「親船地区」を西側へ1.2km、面積約15haを拡大し、保護地区は54.3haとなりました。

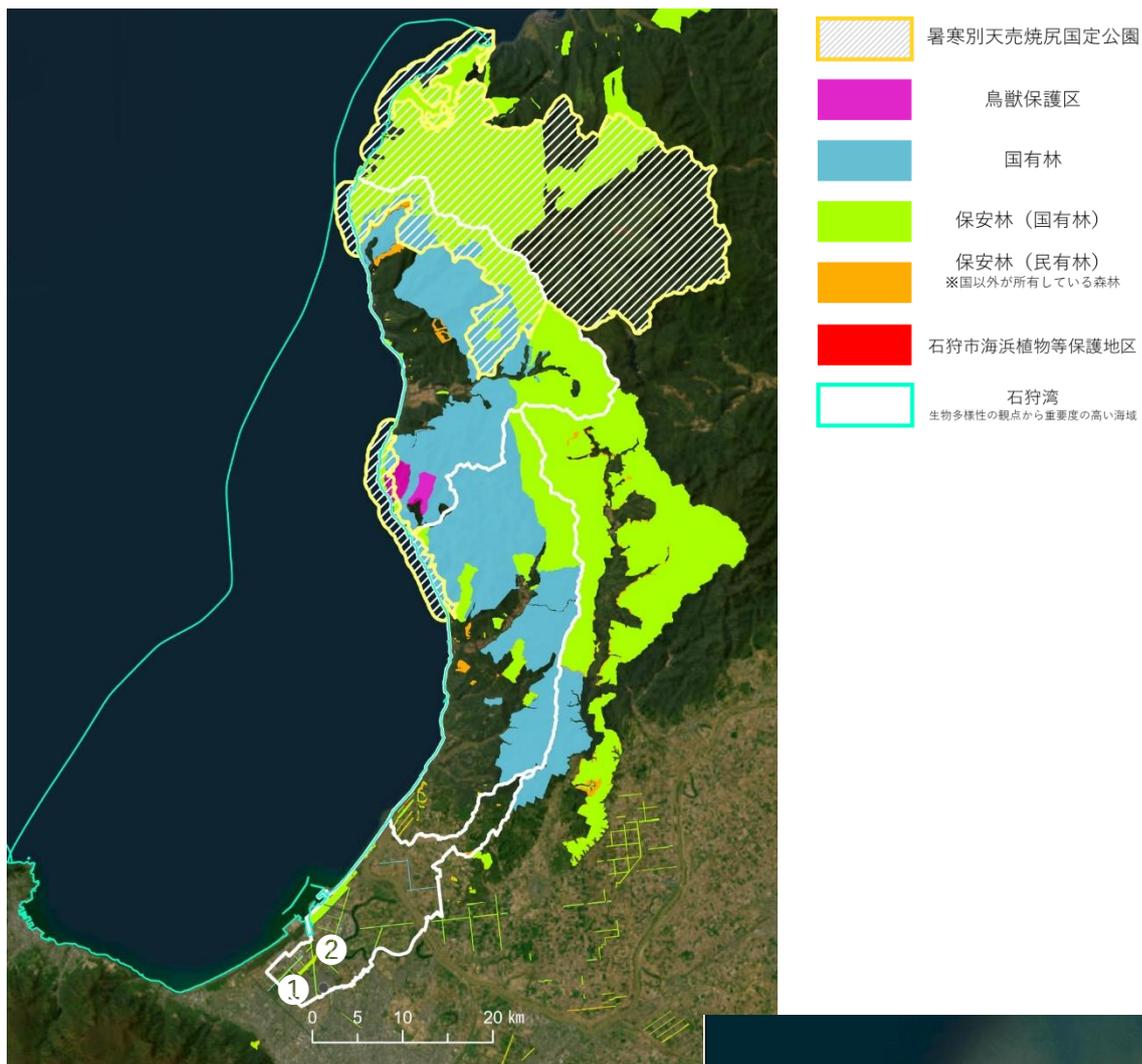


図 3-22 石狩市内の自然保護地区等



図3-23 石狩浜海浜植物等保護地区

表 3-14 保護地区指定の経緯

年	保護地区	条 例 等
昭和45年	河川地域占用	—
昭和53年	「河口地区」を保護地区に指定	「石狩川河口海浜植物等保護規則」制定
平成12年	—	「石狩川河口海浜植物等保護条例」制定
平成24年	「聚富地区」を保護地区に指定	「石狩市海浜植物等保護条例」に改正
平成25年	「親船・弁天地区」を保護地区に指定	「石狩市海浜植物等保護条例」一部改正
平成30年	「親船地区」の西側を保護地区に指定	「石狩市海浜植物等保護条例」一部改正

## (2) 石狩浜の自然の普及啓発

自然豊かな石狩市の中でも、特に石狩浜は砂浜から砂丘、海岸草原、海岸林といった連続した自然植生が大規模に残る、国内でも有数の貴重な環境です。この貴重な自然環境を保全するためには、前述の海浜植物等保護地区の指定による保護とあわせて、市民が石狩浜について知り、関心や親しみを持ってもらうことも大切です。

そのため、石狩浜海浜植物保護センターが中心となり、市民団体などとも連携しながら、石狩浜の自然に関する展示の実施や、自然を学び親しむための行事の開催などを行っています。

令和5年度は、石狩浜で実施している研究について、分かりやすい内容に要約して展示をしました。また、観察園の開花した植物の情報や、体験プログラムとして一般の来館者による海浜植物の根っこの観察について揭示、海浜植物保護センター周辺で回覧しているチラシ等を展示しました。

表 3-15 常設展示及び展示コーナーの揭示一覧

展示名
常設展示「開花情報の発信」の自然情報更新（4月29日～11月3日）
調査研究報告「砂浜と植生の境界・浜崖の記録」（4月29日～9月11日）
調査研究報告「イソスミレの地点別生育状況と植生の現状」（7月3日～9月11日）
調査研究報告「劣化した海岸草原の再生に関する研究」（9月13日～11月3日）
揭示コーナー「いしかりカエル便り」（4月29日～11月3日）

表 3-16 令和5年度 行事開催状況

行事・講座名	開催日	参加者数
ハマナスHealthyタイム	5月11日、5月25日、6月8日、7月13日、8月26日、9月14日、9月28日、10月12日 ※8/26、9/14は中止	18人

### (3) 自然環境調査の実施

本市の豊かな自然環境には、多様な動植物が生息・生育しており、この自然環境を良好な状態で保全するとともに、動植物の適正な保護を図るため、自然環境調査を実施しています。

調査結果は、道の駅石狩「あいろーど厚田」周辺地区における自然との触れ合いの場の創出や自然観察会の開催など、地域資源や観光資源としても活用しています。

#### ① 厚田区

平成29年度に、厚田公園周辺地域における自然環境調査を実施した結果、表3-17のとおり、植物は88科305種、鳥類は19科35種及び両生類は3科3種と多くの動植物が確認されました。なお、重要種としては、カタクリ、ハチクマなどが確認されました。

表 3-17 厚田公園周辺での調査（平成 29 年度）で確認した動植物種数

区分	種数	確認種（抜粋）
植物	88科305種	ミクリ、オクエゾサイシン など
鳥類	19科35種	メジロ、モズ など
両生類	3科3種	エゾサンショウウオ、エゾアカガエル など
重要種	9科10種	カタクリ、ハチクマ など

また、令和元年度には、観光資源としての活用可能性がある濃屋山道なども含め、厚田区内の13地点で調査を行った結果、多くの種の生息が確認できました（表3-18）。本調査ではあわせて、ドローン画像から植生図を作成や、北海道内で発見数が少ないシロマダラの生息調査のほか、厚田公園では平成29年度の調査を補足する形でキノコ（菌糸類）の調査も実施しました。

表 3-18 厚田区内（令和元年度）で確認した動植物種数

区分	種数	確認種（抜粋）
植物	87科290種	ミツバアケビ、オクエゾサイシン など
菌糸類	48科111種	ハナイグチ、ノボリリュウ、ワライタケ など
哺乳類（コウモリ）	2科5種	ヤマコウモリ、キクガシラコウモリ など
爬虫類・両生類	6科8種	エゾサンショウウオ、ジムグリ など
魚類	10科29種	サケ、ニホンイトヨ、トウヨシノボリ など
昆虫類	128科608種	ヒメギフチョウ、ミヤマクワガタ など
甲殻類	4科4種	スジエビ、モクズガニ など
重要種	35科42種	マシクレイジンソウ、カワヤツメ など

#### ② 浜益区

平成30年度に、浜益区で自然環境調査を実施した結果、12箇所の調査地で、多くの動植物種が確認されました（表3-19）。なお、重要種としては、オジロワシ、オオムラサキなどが確認されました。

表 3-19 確認した動植物種数

区分	種数	確認種（抜粋）
植物	96科490種	キバナイカリソウ、カタクリ など
哺乳類	9科20種	エゾシカ、コテングコウモリ など
鳥類	40科115種	コルリ、イワツバメ など
爬虫類・両生類	6科8種	ニホンマムシ、エゾサンショウウオ など
魚類	8科14種	カワヤツメ、サケ など
昆虫類	144科738種	オニヤンマ、アブラゼミ など
甲殻類	5科5種	モクズガニ、ニホンザリガニ など
重要種	42科67種	オジロワシ、オオムラサキ など

### ③ 石狩浜

令和2年度に、石狩浜及び石狩川で魚類（調査地点20箇所）、及び昆虫類（調査地点14箇所）の調査を実施し、以下の種を確認しました（表3-20）。限定的な場所での調査ではありますが、良好な海浜草原や湿地環境が残されていることから、それらを好む昆虫が多く確認されました。重要種としては、ゲンゴロウや、エゾホトケドジョウ、2017年に新種とされたキタドジョウなどの生息が確認されました。

表 3-20 確認した動植物種数

区分	種数	確認種（抜粋）
魚類	15科39種	イシカリワカサギ、ワカサギ、サケ など
昆虫類	134科408種	スナヨコバイ、ゲンゴロウ など
重要種	21科36種	ゲンゴロウ、エゾホトケドジョウ、キタドジョウ など

## （4）希少種の保全、外来種の拡大防止対策

### ① 北海道指定外来種アズマヒキガエルの防除

北海道生物の多様性の保全等に関する条例により指定外来種に指定されているアズマヒキガエル（以下、ヒキガエル）が、本町地区のはまなすの丘公園をはじめ、様々な場所で目撃されています。はまなすの丘公園は、全国的に少なくなっている自然海岸（石狩浜）の一部であり、ヒキガエルの定着による生態系への影響が懸念されていることから、平成29年度以降、近隣の親船町にある沼（通称「名無沼」）において、酪農学園大学や北海道外来カエル対策ネットワークの協力の下、防除活動・調査研究を実施し、繁殖を防ぐための対策を検証しています。

令和5年度については、前年度同様に①はまなすの丘公園に隣接した河川堤防内にある側溝水路の清掃による産卵抑制対策、②名無沼でのかご罠による捕獲を実施しました。

①については、ごみや堆積物によってヒキガエルの産卵しやすい環境となっている側溝を清掃することで、ヒキガエルの産卵適地を減らすと同時に、産卵のために水辺に集まるヒキガエルを捕獲しました。昨年度はアライグマによるかご罠の引き上げがありました。今年度は自動撮影カメラでの映り込みもありませんでした。

②については、平成29年より引き続きかご罠によるヒキガエルの捕獲を実施しました。今年度はアライグマによるヒキガエルの捕食が目立ち、食痕が多く見られました。次年度はヒキガエルと同時にアライグマの捕獲の必要性が出てきました。また、同じく北海道生物の多様性の保全等に関する条例によって指定外来種に指定されているトノサマガエルの個体数に増加が見られました。トノサマガエルは他地域では水辺の希少種を食べていた事例もあることから、希少種の生息する名無沼でも対策の必要があります。

これらの結果や、外来種について広く市民に普及するために、回覧板や石狩浜海浜植物保護センターの展示を活用してポスター等を回覧、掲示しました。今までは該当する石狩市内の一部のみでしたが、多くの方に知ってほしい内容については、全市を対象とした世帯に回覧し、目につく機会を増やしました。



写真：名無沼で捕獲したアズマヒキガエルほか



写真：捕獲したトノサマガエル

いしかりカエル使い 第7号

石狩市では、  
がいしかりの  
**外来種のカエル**の目撃情報を  
集めています！

アズマヒキガエル トノサマガエル

アズマヒキガエルとトノサマガエルは  
北海道の条例で「野外に放つこと」が  
禁止されています！

カエルを見つけても、  
ほかの場所に持ち出さないよう、  
ご協力をお願いします。

石狩市には、2種類の在来種のカエルがいます。  
カエルは、見た目の特徴や鳴き声が種類で異なります。  
カエルの特徴について詳しく知りたい方は、  
こちらの二次元コードから「北海道のカエル」の  
ホームページをご覧ください！

この「いしかりカエル使い」では、石狩市が実施している外来種のカエルに対する取り組みや  
活動、石狩市内の外来種のカエルについて取り上げ、何者かにわたって紹介します。  
※最近なごころに生息する外来種のカエルについて「あれ？このカエルは？」と思っていたら  
けらけらな質問を皆さんにお届けできましたら幸いです。

石狩浜の生物多様性と外来種問題

多様性豊かな石狩浜の生き物たち

石狩浜にもいる外来種たち

地域の自然を守るため、生き物を大切にしよう

ペットは最後まで、大切に飼育しよう

写真：回覧板（一部）

いしかりカエルクイズに挑戦!!

答えは次のページにあるよ  
めくってみてね♪

いしかりカエルクイズ①

わたしは、石狩市で「生息するカエル」  
です。わたしはだれでしょう？

わたしは林の中や腐った地面の上にあります。  
雨の日の夜に鳴き声を聞いています。

体の色は茶色が多いです。  
繁殖期になると、オスは体が黄色っぽくなります。

いしかりカエルクイズ②

わたしは、石狩市内に生息するカエル  
です。わたしはだれでしょう？

わたしはため池や田んぼ、河川敷  
などの水辺によくいます。

体の色は、茶色っぽい  
のが多いです。

繁殖期になると、オスは体が  
黒っぽくなります。

写真：掲示物（石狩浜海浜植物保護センター）

## ② マルハナバチモニタリング

環境省が特定外来生物に指定しているセイヨウオオマルハナバチは、市内でも生息が確認され、平成30年度から紅葉山公園及びはまなすの丘公園の2か所で、女王バチの活動開始時期等に関するモニタリング調査を実施しています。

令和5年度の調査結果として、紅葉山公園では天気が悪く、訪花性昆虫自体の活動が見られませんでした。はまなすの丘公園では、ハマナス、ハマエンドウが開花していました。開花しているハマナスではセイヨウミツバチがかなり見られ、時々エゾオオマルハナバチの女王が花粉を運ぶ姿を確認しました。

マルハナバチ類の確認自体がここ数年できていなかったため、偶然ではあるかもしれませんが確認ができました。マルハナバチは重要な植物の送粉者です。マルハナバチが減少すると、植物の実りへの影響が出るかもしれません。そういった自然環境の動きは数年での調査では分からないことが多いため、引き続き地道なモニタリングを続けていきます。



写真：はまなすの丘公園で発見したセイヨウミツバチ

## ③ シロマダラのモニタリング調査の実施

シロマダラは北海道内では発見例の少ないヘビで、平成23年度に、本市において任意団体が道内で初めて生きてそのまま捕獲し、生息を確認しました。令和元年度に自然環境調査の一環として両生爬虫類生息調査を実施しましたが、シロマダラは発見に至りませんでした。情報の少ない種であり、継続的なモニタリング調査を実施していなかったことから、令和3年度以降は年に1度モニタリング調査を実施することとしました。令和5年度は、生息地とされている場所で目視することができました。今回見られたシロマダラは若めの個体であるため、少なくともこの場所で繁殖している可能性が高いことが分かります。ただ、周辺環境が過去と比較して、植生が変化していることから、環境の様子も引き続きモニタリングする必要があります。



写真：令和5年度の調査中に発見したシロマダラ

## コラム

### ◎外来種

近年、アライグマやヒアリについてメディアに取り上げられるようになり、外来種という言葉聞く機会が増えました。

「外来種」とは、言葉のとおり本来の生息地以外から来た生物種を指し、明治時代以降、物流が活発化したことから、様々な外来種が日本で見られるようになりました。

特に生態系に影響を及ぼすと考えられ、外来生物法の中で環境省が「特定外来生物」と定めた種は、飼育・繁殖・販売・運搬・輸送等が禁止されています。

さらに、北海道には、国内に生息していますが北海道では生息していなかった「国内外来種」という外来種もあります。いずれの外来種も北海道の生態系に影響を及ぼす恐れがあることから、外来種が増えないように、飼育している生き物を終生飼育することや、ほかの場所に生き物を移動させないことを関係機関と連携して広く周知しています。



写真：セイヨウオオマルハナバチ

## 2 自然との共生

### (1) 野生鳥獣の駆除

私たちの生活は、自然と調和し共生することで成り立っていますが、一方で、野生鳥獣と生息域が重なっていることから、あつれきが生じることもあります。

農林業への被害を与えているエゾシカ、野生化し特定外来生物に指定されているアライグマ、私たちの命や生活への影響を与えるヒグマは、適切な駆除が必要です。

#### ① ヒグマ出没件数の推移

近年は市内でもヒグマの目撃件数が増加しています（表3-21）。ヒグマの目撃のほかに、足跡やフンの発見による出没情報も寄せられています。

表3-21 ヒグマの出没件数

年度 出没内容	R元	R2	R3	R4	R5
目撃	4	13	7	4	49
痕跡	1	1	3	4	18
ヒグマらしき動物	0	0	0	6	4
駆除	0	1	0	0	1

注) 痕跡：足跡、フン、被害等

## ② ヒグマ出没情報の公開

令和2年3月から「石狩市ヒグマ出没情報」をホームページで公開しています。ここでは、ヒグマ出没日時や住所、発見した際の状況などを見ることができます（図3-24）。

日頃からヒグマの生態について知るとともに、出没が確認された場所の周辺には近づかないようにするなど、ヒグマに出会わないための情報収集をすることが大切です。

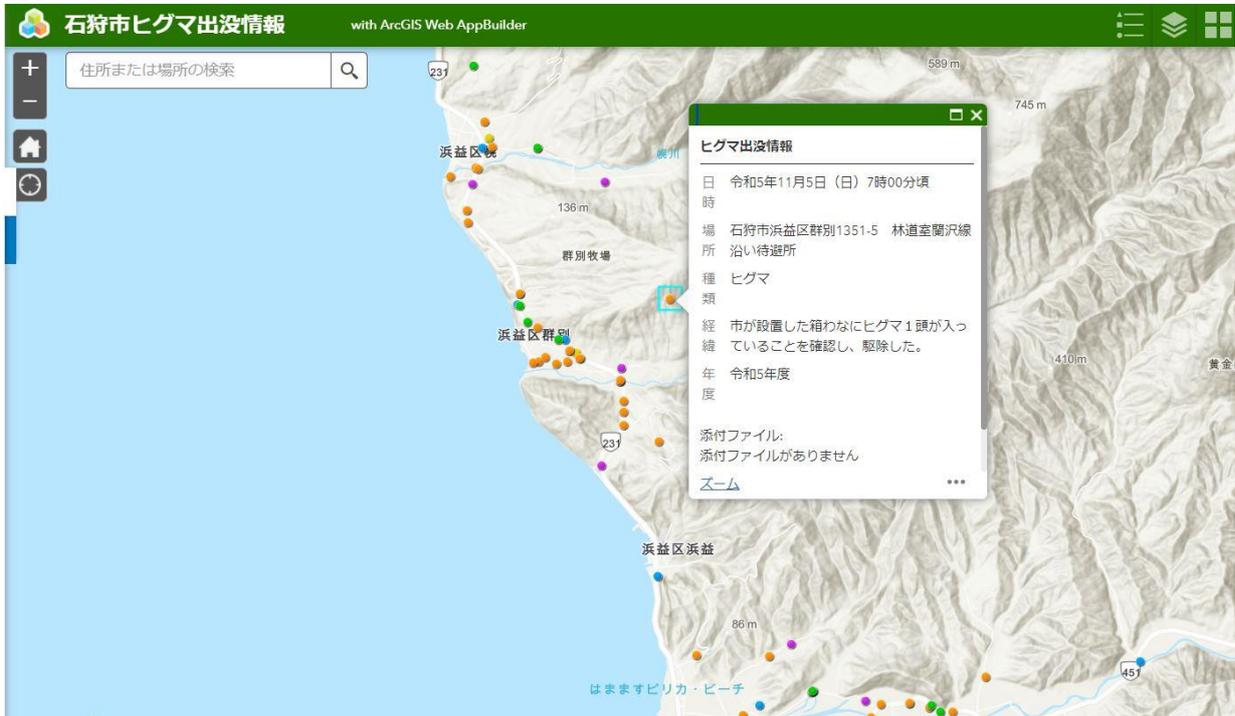


図 3-24 石狩市ヒグマ出没情報

<https://environment-ishikari.hub.arcgis.com/apps/f058bbc745ac4b9c8eaea6af7b2cf8d6/>



## (2) 普及啓発事業（自然観察会）

市では、環境保全への関心を高めるため、石狩市の自然について学べる機会の創出を実施しています。令和5年度は、策定を進めている石狩市生物多様性地域戦略を作るにあたっての経緯や、石狩浜の研究などについて市民向けの講演会「いしかり生きもの座談会」を開催いたしました。

表 3-22 令和5年度 普及啓発事業

開催日	内 容	参加人数
2月4日（日）	いしかり生きもの座談会	24人

（市自然保護課主催分）

## 第3節 生活環境分野 資源循環

環境基本計画 目指す姿（長期的な目標）

資源を有効に活用し、環境に優しい  
循環型社会が実現しているまち

関連するSDGs



分野別評価指標の現状と目標

指標	基準（R元実績）	現状（R5実績）	目標（R12）
家庭系ごみ原単位 （集団資源回収除く）	567 g/人・日	561g/人・日	550 g/人・日
家庭系ごみ原単位 （資源ごみ及び集団資源回収除く）	472 g/人・日	461g /人・日	440 g/人・日
事業系ごみ排出量	4,527 t/年	5,595t/年	4,000 t/年
リサイクル率	20.0%	17.5%	22.5%
最終処分量	2,364 t/年	2,575t/年	2,259 t/年
ごみ総排出量	18,196 t/年	18,548 t/年	17,037 t/年

### 1 ごみの減量

#### （1）ごみ処理の状況（家庭系ごみ・事業系ごみ）

##### ① 石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項において、市町村が定めなければならない計画として位置づけられており、長期的視点に立ったごみ処理の基本方針を明確にするものです。

石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、表3-23のとおり、4つの基本方針と15項目の施策及び数値目標を掲げ、基本理念を実現するための各種事業を実施することとしています。

表 3-23 石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の施策体系

基本理念	基本方針	施策
資源を有効に活用し、環境に優しい循環型社会が実現しているまち	1) 4 R の推進	①エコライフへの転換
		②循環型社会に対応したリサイクル
		③事業系ごみ減量化対策の強化
		④グリーン購入の推進
	2) ごみの適正処理	①ごみ処理施設の適正な管理・運営
		②ごみ処理に係る費用負担のあり方の検討
		③効率的な収集・運搬・処理の検討
		④地域循環共生圏-循環分野-の構築、広域処理の検討
	3) 環境の保全	①地球温暖化対策
		②公害対策
		③不法投棄対策
		④海岸漂着物等の対策
	4) 市、市民、事業者協働	①環境教育・環境学習の推進
		②情報提供・情報発信の充実
		③環境配慮行動・市民ボランティアへの支援

## ② 家庭系ごみ

家庭系ごみは「燃やせるごみ」、「燃えないごみ」、「燃やせないごみ」、「粗大ごみ」及び「資源物（びん・缶・ペットボトル・ミックスペーパー）」等に分け、戸別方式で収集しています。

家庭系ごみの排出量については、令和5年度は12,954tで、前年度である令和4年度より585t（4.3%）の減少となりました（表3-24）。

表 3-24 家庭系ごみ排出量

年度	排出量(t)	人口 (人) (各年3月末)	1人1日 排出量(g)	燃やせる ごみ (t)	燃えない ごみ (t)	燃やせない ごみ (t)	粗大 ごみ (t)	資源 ごみ (t)
R元	13,669	58,221	643	8,034	368	1,122	555	3,590
R2	14,053	58,218	661	8,260	374	1,171	577	3,671
R3	13,716	57,979	648	8,227	364	1,190	522	3,413
R4	13,539	57,796	642	8,062	360	1,168	555	3,394
R5	12,954	57,480	617	7,730	332	1,099	555	3,238

(市ごみ・リサイクル課調べ)

### ③ 事業系ごみ

事業系ごみは、排出した事業者が処理責任を負う「自己管理」が原則であり、自ら処理施設に搬入するか、許可業者に収集運搬を依頼する必要があります。

事業系ごみの排出量については、令和5年度は前年度と比較し12t(0.2%)の増加となりました(表3-25)。要因としては、新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類に引き下げられ、流通が回復してきていることや、市内における操業企業数の増加などが考えられます。

表 3-25 事業系一般ごみ排出量 (単位：t)

年度	排出量 (合計)	燃やせる ごみ	燃えない ごみ	燃やせない ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
R元	4,527	4,169	123	87	139	9
R2	4,718	4,347	112	101	152	6
R3	5,449	5,037	117	97	193	5
R4	5,582	5,217	109	108	141	7
R5	5,594	5,145	106	110	226	7

(市ごみ・リサイクル課調べ)

## コラム

### ◎北石狩衛生センターにおける爆発事故発生

北石狩衛生センターにおいて、令和6年4月10日と8月8日の2回に渡り、破碎施設で爆発事故が発生しました。

今回の破碎機爆発の原因の一つとして、「燃えないごみ」「燃やせないごみ」の中に、ガスボンベやリチウムイオン電池等が混入されていたことが考えられます。

今回、幸いにも人的被害はありませんでしたが、危険ごみの混入は、このような重大な事故に繋がる恐れがあることから、あらためて市民の皆様には適正なごみの分別にご協力をお願いするところです。



写真：爆発で各種機器が破損している様子



写真：爆風で窓ガラスなどが飛んでいる様子

## (2) 最終処分量の状況

北石狩衛生センターの最終処分場における最終処分量は、令和5年度は石狩市2,575t、当別町603tの合計3,178tで、前年度より169t(5.0%)の減少となっています(表3-26)。

なお、焼却・破碎処理等の令和5年度実績は、ごみ焼却量は18,263tで、令和4年度に比べ327tの減少、破碎処理量は3,023tで、令和5年度に比べ39tの増加となっています。

表 3-26 最終処分量 (単位:t)

年 度	R元	R2	R3	R4	R5
石狩市	2,357	2,588	2,548	2,706	2,575
当別町	621	649	623	641	603
合 計	2,978	3,237	3,171	3,347	3,178
最終処分率	13.0%	13.8%	13.0%	14.2%	13.9%

注) 最終処分率は石狩市の処分率である。

(市ごみ・リサイクル課調べ)

## 2 廃棄物適正処理

### (1) リサイクルの状況

資源物の収集処理実績は表3-27のとおりとなり、令和5年度実績は895tで、12tの減少となっています。

また、資源物(びん・缶・ペットボトル)を収集し、リサイクルを推進する活動拠点として、石狩市リサイクルプラザがあります。ここでは、リサイクル講座の開催や、廃材を利用して製作した木工品の展示など、リサイクルに関する研修や講座を通して、多くの人にリサイクルの必要性や重要性を啓発する取り組みも実施しています(表3-28)。

表 3-27 資源物の収集処理実績 (単位:t)

年 度	搬入量	資 源 物 種 類 別 搬 出 量							残 渣 搬出量	
		カレット(ガラスびん)			ペット ボトル	スチール 缶	アルミ 缶	その他		合計
		無色	茶色	その他						
R元	895	100	126	70	229	74	126	13	738	157
R2	930	108	126	69	229	75	132	6	745	185
R3	931	106	131	71	232	72	139	6	757	174
R4	907	101	123	71	239	65	134	6	739	168
R5	895	100	123	64	249	57	128	6	727	168

注) その他はPETキャップや廃プラ(袋)の一部をリサイクルしたもの

(市ごみ・リサイクル課調べ)

表 3-28 令和 5 年度 リサイクルプラザの開催行事一覧及び開催回数

行 事	開催回数
リサイクル教室(廃油石鹸作り、木工体験等)	32
PR出展	4
施設研修・見学会	3

(市ごみ・リサイクル課調べ)

## (2) 各種資源ごみ資源化量の状況

廃蛍光管等は、月 1 回燃えないごみの日に収集し、ミックスペーパーを除くその他の資源ごみ(廃乾電池、古着・古布、紙パック、廃食用油、小型電子・電気機器、インクカートリッジ)は、市内に回収拠点を設けて回収し、再生事業者への引き渡しを行っています。また、家庭から出るせん定枝葉等を堆肥原料にリサイクルする「みどりのリサイクル」を実施しています。なお、ミックスペーパーは、平成27年度までは拠点回収を行っていましたが、平成28年4月から月1回の戸別収集を実施しています。

平成13年4月1日に「家電リサイクル法」が、平成15年10月1日に「資源有効利用促進法」が施行され、リサイクルルートが確立されたことから、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン類などの家電4品目及びパソコンは、市ではごみとしての回収を行っていません。なお、平成21年4月より薄型テレビと衣類乾燥機が家電リサイクル品に追加されました。

各種資源ごみの資源化量は、集団資源回収量は減少傾向にあります(表3-29)、これは民間事業者による「じゅんかんコンビニ」等の普及によるものと考えられます。

また、リサイクル率は、令和5年度は17.5%で、前年度より0.6ポイントの減少となっています(表3-30)。

表 3-29 各種資源ごみ資源化量 (単位: t)

年 度	R元	R2	R3	R4	R5
廃蛍光管等	2.9	2.6	2.5	1.5	1.5
集団資源回収	1,589.9	1,440.2	1346.0	1326.3	1162.5
廃乾電池	15.2	12.7	12.7	13.2	11.3
古着・古布	17.0	20.8	17.3	15.4	12.8
紙パック	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
ミックスペーパー	229.1	220.0	227.6	235.3	227.3
みどりのリサイクル	828.9	1,013.9	867.2	886.3	918.2
廃食用油	9.0	10.3	11.0	11.3	11.8
小型電子・電気機器	29.6	21.8	17.8	17.6	16.9
インクカートリッジ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
北石狩衛生センター搬出 (鉄・アルミ)	170.1	173.0	154.7	210.9	161.7

(市ごみ・リサイクル課調べ)

表 3-30 リサイクル率の推移 (単位: t)

年 度	R元	R2	R3	R4	R5
ごみ排出量	18,196	18,771	19,166	19,121	18,548
資源化量	3,630	3,661	3,415	3,457	3,251
リサイクル率	20.0%	19.5%	17.8%	18.1%	17.5%

(市ごみ・リサイクル課調べ)

### (3) 不法投棄の状況（再掲）

美しいまちづくりを進める上で問題となっている、ごみのポイ捨てや不法投棄については、監視の強化や防止策の検討を行っていますが、残念ながら後を絶ちません。

市民や事業者との協働によるごみ拾いや、不法投棄防止の普及啓発を行い、美しく快適なまちの維持に努めます。

表 3-31 不法投棄の状況（再掲）

内容 年度	発見・ 通報件数 (件)	家電 リサイクル品 (台)	パソコン (台)	その他 家電 (台)	家具類 (台)	車・ バイク (台)	タイヤ (本)	一般ごみ その他 (個)
R元	48	73	9	12	38	0	252	54
R2	47	35	11	2	30	0	129	69
R3	56	56	4	7	28	1	741	53
R4	52	119	10	1	0	0	646	14
R5	49	45	0	5	7	1	124	102

表 3-32 ボランティア清掃の状況（再掲）

年度	R元	R2	R3	R4	R5
団体数（団体）	45	29	45	36	47
参加人数（人）	4,772	969	2,249	6,884	7,158

## コラム

### ◎大型係留ブイの漂着

令和6年1月に厚田区小谷地先海岸に係留ブイが漂着し、水難救護法に基づき海岸管理者である北海道札幌建設管理部当別出張所から市へ引き渡され、同法の規定に基づき公告を行いました。所有者が現れなかったことから、市で処分することになりました。

- ①材質：金属製
- ②色：錆色
- ③高さ：2メートル
- ④横幅(直径)：3メートル
- ⑤重量：15トン



## 第4節 地球環境分野 脱炭素

環境基本計画 目指す姿（長期的な目標）

世界をリードするエネルギー転換・脱炭素社会が進み、  
かけがえのない地球環境を未来の子どもたちへと  
継承しているまち

関連するSDGs



分野別評価指標の現状と目標

指標	基準（R元実績）	現状（R5実績）	目標（R12）
石狩市域から排出されるCO <sub>2</sub> 排出量	618,652t-CO <sub>2</sub> /年 (H25)	560,485t-CO <sub>2</sub> /年 (R4)	324,652t-CO <sub>2</sub> /年
市役所の事務事業におけるCO <sub>2</sub> 排出量	19,678 t-CO <sub>2</sub> /年 (H25)	16,259t-CO <sub>2</sub> /年	9,839 t-CO <sub>2</sub> /年
再エネ100%ゾーンでの操業企業数	0社	0社	1社
再生可能エネルギーの地産地活の事例	0事例	0事例	1事例
次世代エネルギー自動車の導入数	約100台	約200台	約14,800台
水素の供給拠点数	0拠点	0拠点	1拠点
認定低炭素住宅の建設数(累計)	54件	127件	185件
J-VER販売量(累計)	850 t-CO <sub>2</sub>	1,410t-CO <sub>2</sub>	1,753 t-CO <sub>2</sub>
地域材を活用した公共施設の整備(累計)	0棟	0棟	2棟以上
市内公共施設のLED化割合	15%	100%	100% (R7)
ごみ総排出量	18,347 t /年(R3)	18,548 t /年	17,037 t /年
公共施設での再生可能エネルギー導入量	275kW	438kW	1,297kW
公共施設での再エネ比率の高い電力会社 の選択的導入施設数	0施設	0%	6施設

# 1 地球温暖化対策

## (1) 地球温暖化対策推進計画

### ① 計画の趣旨・位置づけ・対象期間

#### 1) 趣旨

市では、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策推進計画（区域施策編・事務事業編）を策定し、市内から排出される温室効果ガスと、市の事務事業によって排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

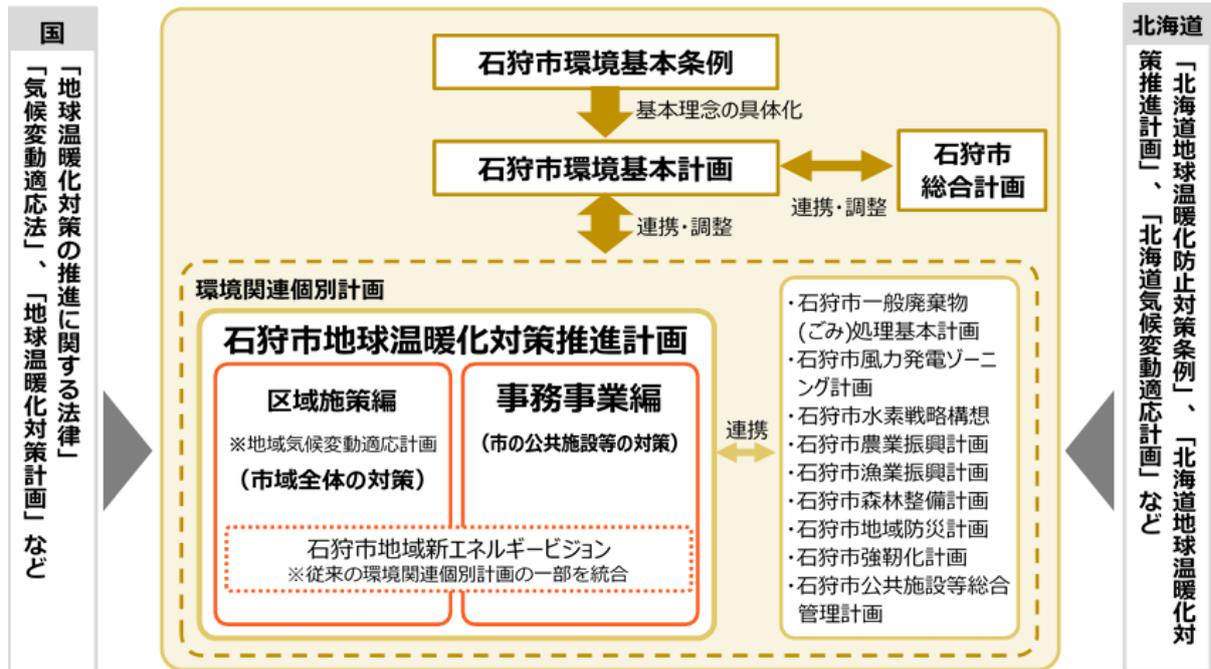


図 3-25 計画の位置付け

#### 2) 対象期間

計画の対象期間は、区域施策編が令和3年度から令和12年度までの10年間、事務事業編が令和3年度から令和7年度までの5年間となっています。また、基準年はどちらも国の計画に準じて平成25年度としています。※令和5年度一部改定

### ② 二酸化炭素削減目標

削減目標は、次のように定めています。

#### 1) 区域施策編による二酸化炭素削減目標

削減目標	令和12年度のCO <sub>2</sub> 排出量を325千t-CO <sub>2</sub> 以下とする。
------	---

#### 2) 事務事業編による二酸化炭素削減目標

削減目標	令和12年度のCO <sub>2</sub> 排出量を9,839t-CO <sub>2</sub> 以下とする。
------	--

## (2) 温室効果ガス排出量の実績

### ① 石狩市域からの排出量

石狩市地球温暖化対策推進計画【区域施策編】におけるエネルギー起源の分野別二酸化炭素排出量について、基準年度となる平成25年度は、619千t-CO<sub>2</sub>/年（市民一人当たり10.3t）となっており、家庭部門が28.7%と最も高く、次いで運輸部門28.2%、産業部門22.5%、業務その他部門19.7%と続いています。

令和4年度は、560,485 t-CO<sub>2</sub>/年（市民一人当たり9.7t）と、対基準年度比では0.6%の減少となっています。分野別では産業部門で8.8%、業務その他部門で16.3%、家庭部門で10.7%、運輸部門で3.6%、廃棄物で14.9%減少しています（表3-33）。

表 3-33 市域における二酸化炭素排出量

活動種別	平成25年度 (基準年度)		令和4年度			
	排出量	構成割合	排出量	構成割合	増減量	増減率
	t-CO <sub>2</sub> /年	%	t-CO <sub>2</sub> /年	%	t-CO <sub>2</sub> /年	%
産業部門	139,433	22.5	127,135	22.7	-12,298	-8.8
業務その他部門	121,668	19.7	101,870	18.2	-19,798	-16.3
家庭部門	177,597	28.7	158,630	28.3	-18,967	-10.7
運輸部門	174,536	28.2	168,241	30.0	-6,295	-3.6
廃棄物	5,418	0.9	4,610	0.8	-808	-14.9
合計	618,652	100	560,485	100	-58,166	-9.4
1人当たり	10.3		9.7		-0.6	-5.5

注) 当該年度の二酸化炭素排出係数を使用して算出 (市環境課調べ)  
 なお、四捨五入の関係で合計欄の値と内訳の合計が一致しない場合があります。

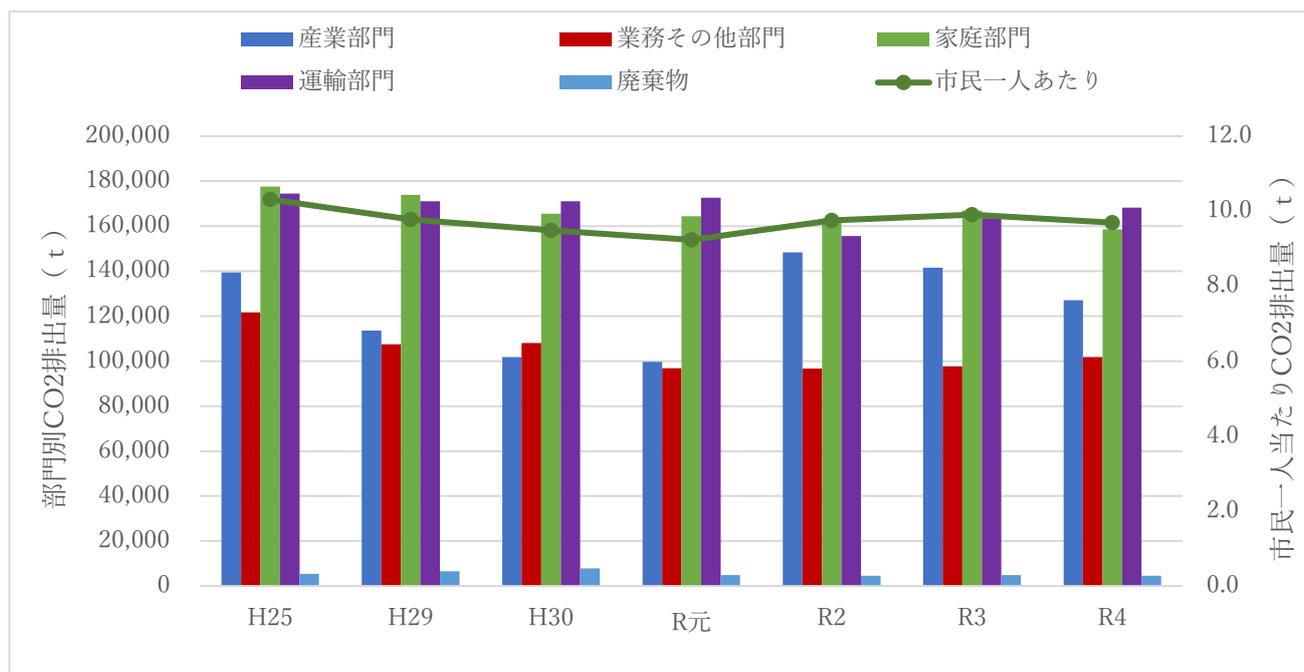


図 3-26 市域における市民一人当たりの二酸化炭素排出量の推移

## ② 石狩市の事務事業に伴う排出量

石狩市地球温暖化対策推進計画【事務事業編】における削減目標は、国の地球温暖化対策計画（平成28年5月）と同等とし、基準年度である平成25年度の排出量（19,678t-CO<sub>2</sub>）に対して、令和12年度時点で約50%（総削減量9,839 t-CO<sub>2</sub>）削減することを基本的な考え方としています。

令和5年度の排出量は、16,259 t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度と比較して、17.4%削減しています。要因としては、公共施設照明のLED化や契約電力会社の変更による影響などが考えられます（表3-34）。

表 3-34 市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量

種別 (t-CO <sub>2</sub> )		平成 25 年度 (基準年度)	令和 5 年度		
		排出量	排出量	増減量	増減割合
エネルギー起源二酸化炭素	灯油	1,471	1,216	-256	-17.4%
	A重油	1,215	441	-774	-63.7%
	LPG	34	72	38	112.4%
	都市ガス等	1,271	2,023	752	59.2%
	軽油	350	360	11	3.1%
	ガソリン	125	170	46	36.7%
	電気	9,459	7,201	-2,258	-23.9%
非エネルギー起源二酸化炭素		5,418	4,454	-964	-17.8%
メタン		11	4	-7	-63.9%
一酸化二窒素		323	319	-4	-1.3%
代替フロン等 4 ガス		2	2	0	5.8%
合計 (t)		19,678	16,259	-3,418	-17.4%

注) 当該年度の二酸化炭素排出係数を使用して算出 (市環境課調べ)  
 なお、四捨五入の関係で合計欄の値と内訳の合計が一致しない場合があります。  
 算定対象の温室効果ガスを、地球温暖化係数を用いて二酸化炭素の排出量に換算しています。

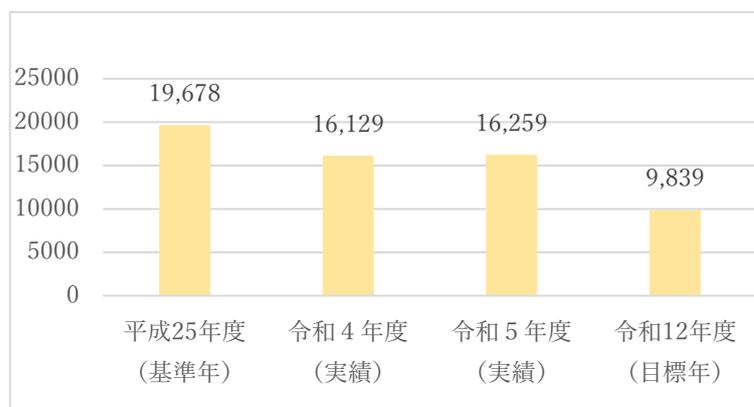


図 3-27 市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量推移と削減目標

### (3) いしかり J-VER

石狩市の森林面積は53,356haで、行政区域の約74%を占めています（表6-4）。森林に占める市有林の割合は約4%ですが、国有林の割合は約77%と広大な面積を有しています。

保安林については、花川・生振地区や海岸砂丘背後の森林は大部分が防風保安林に、厚田・浜益地区では、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林や干害防備保安林等に指定されています。

表 3-35 石狩市森林面積の内訳とその経年変化（各年度末） (ha)

区分	R元	R2	R3	R4	R5
国有林	41,191	41,191	41,191	41,233	41,233
道有林	—	—	—	—	—
市有林	2,111	2,110	2,110	2,110	2,110
その他民有林	9,995	10,021	10,041	10,019	10,013
合計	53,297	53,321	53,342	53,362	53,356

注) 単位未満を四捨五入して表示しているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

(資料：北海道林業統計)

#### ① 石狩市オフセット・クレジット（いしかりJ-VER）<sup>18</sup>

市では、市有林の間伐等の適正な管理により得られた二酸化炭素吸収量について、平成24年に環境省が運営するオフセット・クレジット（J-VER）制度の認証を受けました。

現在、認証により発行されたオフセット・クレジット（いしかりJ-VER）は、二酸化炭素の削減に取り組もうとしている事業者や団体等に販売し、事業者の企業活動をはじめ、工事やイベント等で排出される二酸化炭素の相殺に活用されています。

また、その販売収入を環境まちづくり基金に積み立て、市有林整備事業などの森づくりをはじめ、環境保全及び自然保護に関する各種環境施策に活用しています。

表 3-36 年度別 J-VER 販売量(t-CO<sub>2</sub>)

(t-CO <sub>2</sub> )	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30	R元	R2	R3	R4	R5
年間販売量	42	75	151	225	80*	47	76	76	155	97	102	156	201

\*「G7 2016 伊勢志摩サミット」への寄附分（50t）を除く。

いしかりJ-VERのロゴマーク（図6-5）は、プロジェクトテーマである「ニシンが群来（くき）る豊かな海を未来に繋ぐ森づくり」をデザインしたもので、回帰してくる魚の象徴としてマーク中央に「さかな」を配置し、森と海の繋がり、現在と未来の繋がりをグリーンとブルーで構成されるハート型に託しました。さかなとハートで形成されたフォルムは、石狩市の頭文字「i」でもあります。



図 3-28 「いしかり J-VER」のロゴマーク

#### <sup>18</sup> オフセット・クレジット制度（J-VER制度）

国内のプロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量について、環境省が運営するオフセット・クレジット認証運営委員会が、排出削減・吸収の信頼性を審査し、カーボン・オフセットに用いることができる市場流通可能なクレジットとして認証する制度。

いしかりJ-VERを購入いただいた方には、購入の証書をお渡ししていましたが、令和2年度から、2t以上のいしかりJ-VERを購入いただいた方に、千本ナラ（浜益区）の倒木材を活用した木製の証書をお渡しすることとしました。

千本ナラを活用した木製証書は、使用する枝の部分により、形や色合いが一つ一つ違うため、世界で一つだけの証書となります。



写真：木製証書

表 3-37 いしかり J-VER の販売実績（令和5年度）

No.	販売先	内容・目的
1	株式会社石狩環境メンテナンスセンター様	株式会社石狩環境メンテナンスセンターの事業活動により排出されるCO <sub>2</sub> をオフセット。
2	株式会社悠愛様	日常の介護タクシー業務において、燃料節約のエコドライブによる省エネ対策に努めているが、どうしても排出するCO <sub>2</sub> の一部を、北海道有林・石狩市有林のJ-VERを活用してオフセット。
3	2023年JAF全日本ダートトライアル選手権第4戦北海道ダートスペシャルinスナガワ大会事務局様	2023年JAF全日本ダートトライアル選手権第4戦「北海道ダートスペシャルinスナガワ」を通じて、地球温暖化対策とSDGsを取り入れた「2050年CO <sub>2</sub> 排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボン北海道」と「砂川市ゼロカーボンシティ宣言」の協働に向けて森林保全と地域の活性化に貢献するためのオフセット。
4	有限会社ウリ薬局様	「2050年CO <sub>2</sub> の排出量実質ゼロを目指すゼロカーボン北海道」と「砂川市ゼロカーボンシティ宣言」に協働し、店内での日常業務における、節電努力しても、どうしても必要とする電気の使用により排出されるCO <sub>2</sub> の一部を、地球温暖化対策のため、北海道有林と石狩市有林のJ-VERを活用しオフセット。
5	ブルードットグリーン株式会社様	北海道と包括連携協定を結ぶサッポログループ（サッポロビール（株）、ポッカサッポロ北海道（株））と、生活協同組合コープさっぽろ、及びマルハニチロ（株）、ホクレン農業協同組合連合会、カルビー（株）、よつ葉乳業（株）、北海道コカ・コーラボトリング（株）、日糧製パン（株）による「北海道の森に海に乾杯！」共同キャンペーンのオフセット。
6	地域環境団体 砂川レイクサイドの会様	2050年カーボンニュートラルを目指す北海道や「ゼロカーボンシティ宣言」を行った砂川市と協働する、地域環境団体 砂川レイクサイドの会が、「2023年海ごみゼロ・CO <sub>2</sub> ゼロ作戦in砂川オアシスパーク」を行うことで回収される廃棄物量を4tと勘案し、その処理により排出されるCO <sub>2</sub> の一部をオフセット。
7	カルネコ株式会社様	カルネコ株式会社が行うカーボン・オフセット。2022年度の販促物等を製造する際に排出されたCO <sub>2</sub> の一部である10t-CO <sub>2</sub> をオフセット。
8	ダイハツ北海道販売株式会社様	SDGsの取り組みとして、2022年4月から2023年3月の期間の、シーズン毎のタイヤ交換時に使用されるタイヤ収納袋1枚につき1円拠出し、2,000kg-CO <sub>2</sub> をオフセット。
9	株式会社 岸本組様	石狩川環境整備事業のうち、砂川遊水地管理用道路造成工事受注に伴う工事現場のCO <sub>2</sub> 排出量削減のため実施するオフセット。
10	季の庭ヤエール様	「季の庭ヤエールのソフトクリーム」の生産・販売時に使う電気と、来店されるお客様の車両から排出されるCO <sub>2</sub> を北海道道有林と石狩市市有林のオフセット・クレジットを活用してオフセット。
11	一般社団法人日本自動車連盟登録加盟クラブ モータースポーツクラブ.エゾ様	毎年盛夏の時期に石狩市市有林道において、四輪自動車によるモータースポーツ（ラリー）を開催するにあたり、競技車両等からのCO <sub>2</sub> をオフセット。

No.	販売先	内容・目的
12	株式会社 NAKAMICHI FARM 様	稲作・野菜農家である株式会社NAKAMICHI FARMが6次産業化を目指し、その生産工程で使用する農機具等から、令和5年度に排出するCO <sub>2</sub> の一部を、北海道有林・石狩市有林のJ-VERを活用してオフセット。
13	株式会社A I R D O 様	航空機の運航に伴い排出されるCO <sub>2</sub> を一部オフセット（2023年12月20日運行予定の東京-札幌間運航便（6便分）に相当）。
14	カーボンフリーコン サルティング株式会 社 様	株式会社北海道アルバイト情報社が2023年10月における全事業所の電力使用に伴い排出されるCO <sub>2</sub> を全量オフセット。
15	カルネコ株式会 社 様	SBパワー株式会社の行う寄付型オフセット。2023年6月～8月における自然でんきご利用者様1件/月につき50円を拠出し、お客様にて投票された支援対象の森林31t-CO <sub>2</sub> をオフセット。
16	カルネコ株式会 社 様	株式会社CHCPファーマシーの行う寄付型オフセット。処方箋1枚につき1円を拠出する(2023年7月～9月)。
17	カルネコ株式会 社 様	株式会社ニチレイフーズが行う、森林支援を目的寄付型オフセット。お弁当にGood! (R)シリーズの売上の一部で森林保全活動をサポート。工場周辺のクレジットを購入し、50t-CO <sub>2</sub> をオフセット。
18	株式会社中島測量 計 様	令和5年度の事業活動で排出されているCO <sub>2</sub> の一部をオフセット。
19	北海道留萌振興局 様	「北海道クールアース・デイ（7月7日）」の取組として、脱炭素に向けたライフスタイル・ビジネススタイルの転換につなげる「ゼロカーボン北海道チャレンジ!」の実践を強化するとともに、7月7日の留萌振興局庁舎の電気使用量に相当するCO <sub>2</sub> をオフセット。

## コラム

### ◎ニシンが群来(くき)る石狩の海

群来とは、魚が産卵のために沿岸に大群で来ることをいいます。豊かな森林が海岸付近まで続く石狩湾北部の沿岸は、かつてニシンにより大いに繁栄しましたが、昭和30年頃を境にニシンは姿を消し、後にはニシン御殿が昔の栄華を伝えるだけになりました。

しかし近年、海洋環境の変化や関係者の取り組みにより、ニシンが浜に戻ってきました。一部では、「群来」により海岸がエメラルドグリーンに染まる光景が、再び見られるようになりました。

群来が起きるためには、海岸部にニシンが卵を産みつける海藻(草)の群落「藻場」が欠かせません。豊かな藻場が育つためには、間伐などにより森林を健やかに育て、落ち葉などからの有機物が海に流れ込む環境が必要です。「森が海を育てる」という認識は地域で共有され、間伐や保育などの森林整備や市民による植林活動など、多くの取り組みが行われています。

石狩の森と海が織り成す「群来」に代表される自然の営みを大切にするため、豊かな森林を造成し、未来へと引き継いでいくことを目指していきます。



写真：ニシンの群来(くき) (石狩湾)



写真：厚田区の市有林

#### (4) 次世代自動車の導入

経済産業省は、令和2年に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、その中で2035年までに乗用車の新車販売を100%電動車にすることを目標としています。また、令和3年に改定された環境省の「地球温暖化対策計画」でもこの目標に合わせ、2030年までに乗用車新車販売の5割～7割を次世代自動車とするとしています。

こうした国の目標を踏まえ、市でも、2030年における市内の次世代自動車導入台数を14,800台とすることを目指しています。また、市の事務事業としても、公用車の更新時に次世代自動車へ転換することで、公用車使用時における温室効果ガス排出量の削減を図っています。

公用車の使用における二酸化炭素排出量は、基準年度である平成25年度は380.7t-CO<sub>2</sub>であることに対して、令和5年度は488.0t-CO<sub>2</sub>であり、28.2%の増加となっています。

表 3-38 石狩市公用車における燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量

	平成25年度 (基準年度)	令和5年度		
	排出量	排出量	増減量	増減率
	t-CO <sub>2</sub> /年	t-CO <sub>2</sub> /年	t-CO <sub>2</sub> /年	%
ガソリン	110.3	152.1	41.8	37.9
軽油	269.3	334.5	65.2	24.2
LNG	1.1	0.0	-1.1	-100.0
電気	0	1.4	1.4	-
総排出量 (t)	380.7	488.0	107.3	28.2

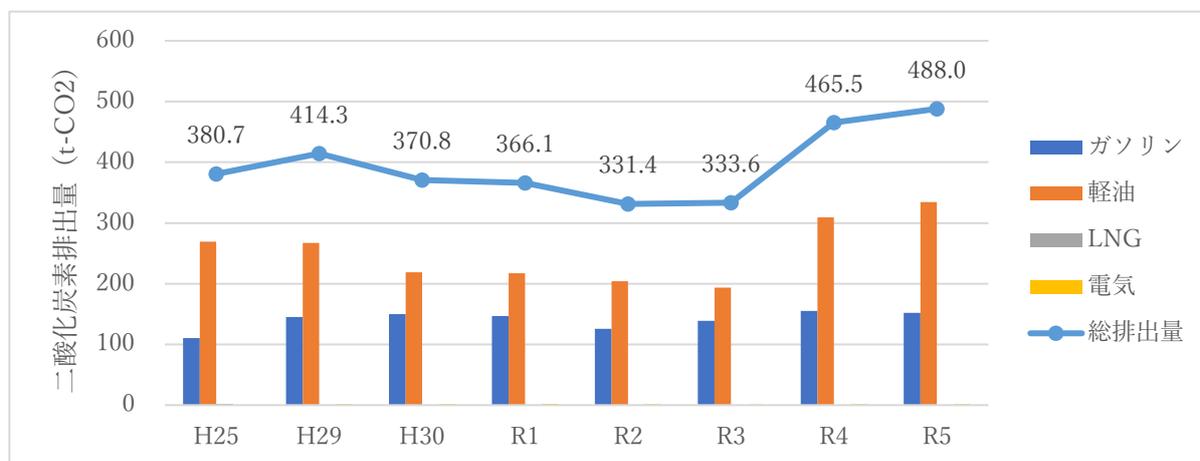


図 3-29 石狩市公用車における燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量の推移

#### (5) デコ活に向けた取り組み

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動「デコ活」を展開中です。

本市も、この取り組みに賛同し、市の広報誌や町内会の回覧版などを活用しながら、家庭でできる省エネ行動や、環境にやさしい商品の選び方など、脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿をご紹介しますとともに、市民・企業等のみなさまと共に、新しい暮らしを後押しするための情報提供をしています。

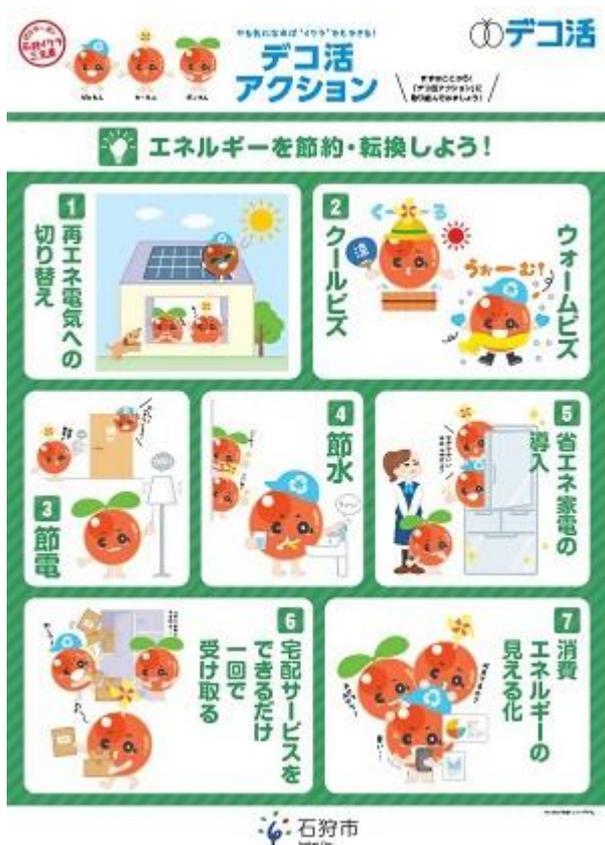


図 3-30 普及啓発ポスター（デコ活アクション 30）

石狩市ホームページ（市民の皆さま、事業者の皆さまに取り組んでもらいたいこと）

<https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/kankyo/65081.html>



## （6）公共施設のLED化

市の事務事業による温室効果ガス排出量のうち、その約7割は電気の使用によるものです。施設によっては、電気使用量のほとんどは照明によるものであるため、一部改修できない照明を除いた全公共施設について、エネルギー消費効率の高いLED照明を導入しました。

施設のLED化は、令和3年度は66施設、令和4年度は77施設について設置を完了しました。

## （7）グリーン購入

グリーン購入は、気候変動対策や廃棄物の削減・資源循環の促進を果すための手段の一つであり、「石狩市地球温暖化対策推進計画（事務事業編）」及び「石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の施策として位置づけられています。

グリーン購入とは、商品を購入する際、①本当に必要であるかを考える ②環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選ぶ ③環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する という意識を持ちながら、製品やサービスを購入することです。

石狩市役所におけるグリーン購入状況については、表3-39のとおりです。

令和5年度 グリーン購入実績

分野	グリーン調達率	総調達量	グリーン購入調達量
①紙類	28.6%	93,415	26,755
②文具類	60.2%	76,568	46,113
③オフィス家具等	61.5%	39	24
④画像機器等	36.4%	635	231
⑤電子計算機等	50.0%	30	15
⑥オフィス機器等	45.7%	256	117
⑦家電製品	100.0%	1	1
⑧エアコンディショナー等	-	0	0
⑨温水器等	-	0	0
⑩照明	1.3%	76	1
⑪自動車等	84.6%	26	22
⑫消火器	9.1%	11	1
⑬制服・作業服等	52.0%	98	51
⑭インテリア・寝装寝具	0.0%	166	0
⑮作業手袋	0.0%	101	0
⑯その他繊維製品	0.0%	33	0
⑰災害備蓄用品	12.4%	225	28
⑱ゴミ袋等	20.5%	234	48
⑲印刷物_外部発注	25.9%	296,206	76,702

表3-39 石狩市役所におけるグリーン購入実績

## (8) 電力調達に係る環境配慮契約

環境配慮契約とは、環境負荷の軽減を目的として、契約を結ぶ際に価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、契約先を決める仕組みのことです。

本市では、環境に配慮した電力調達契約を推進するため、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」第11条の規定に基づき、「石狩市電力の調達に係る環境配慮契約方針」を策定しています。

令和5年度においては、令和4年度に引き続き、方針を契約に反映することができなかったことから、実施施設はありません。

## 2 再生可能エネルギーの地産地活

### (1) 廃菌床ペレット活用による木質バイオマス設備の導入

木質バイオマスなど木材エネルギーの利用は、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないというカーボンニュートラルの特性を持っています。これは、「植物をエネルギーとして利用するときには排出される二酸化炭素」と「その植物が生長する過程で吸収した二酸化炭素」は、長い目で見ると等しいという考えからです。

市では、平成27年度に北海道再生可能エネルギー等導入推進事業（グリーンニューディール基金事業）を活用し、花川南コミュニティセンターにペレットボイラーを導入しました。

使用するペレットは、市内の社会福祉法人はるにれの里の「ふれあいきのこ村」がしいたけの廃菌床を再加工したペレットを一部利用しています。

このペレットボイラーの導入により、令和5年度は約78t-CO<sub>2</sub>の削減効果があり、今後も公共施設において、地域産の木質バイオマスエネルギーを活用し、カーボンニュートラル及びエネルギー輸送による二酸化炭素の排出を抑える、「エネルギーの地産地活」を推進していきます。

### (2) 太陽光発電システムの導入

#### ① 花川南小学校への導入

市内の花川南小学校では、平成22年に太陽光発電システム（発電設備出力5kW）を設置し、発電を行っています。

発電した電力は花川南小学校で使用しており、令和5年度の発電量は約3,600kWh、二酸化炭素の削減効果は1,900kg-CO<sub>2</sub>となっています。

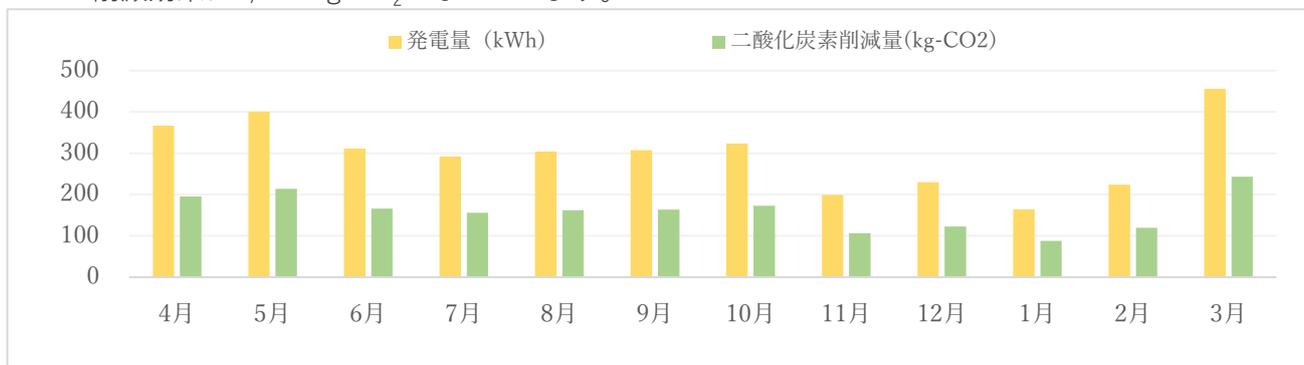


図 3-31 令和5年度花川南小学校太陽光発電システムの発電量及び二酸化炭素削減量  
(市環境課調べ)



図 3-32 花川南小学校太陽光発電システムの年間発電量及び二酸化炭素削減量の推移  
(市環境課調べ)

### (3) 市内の再エネ導入状況

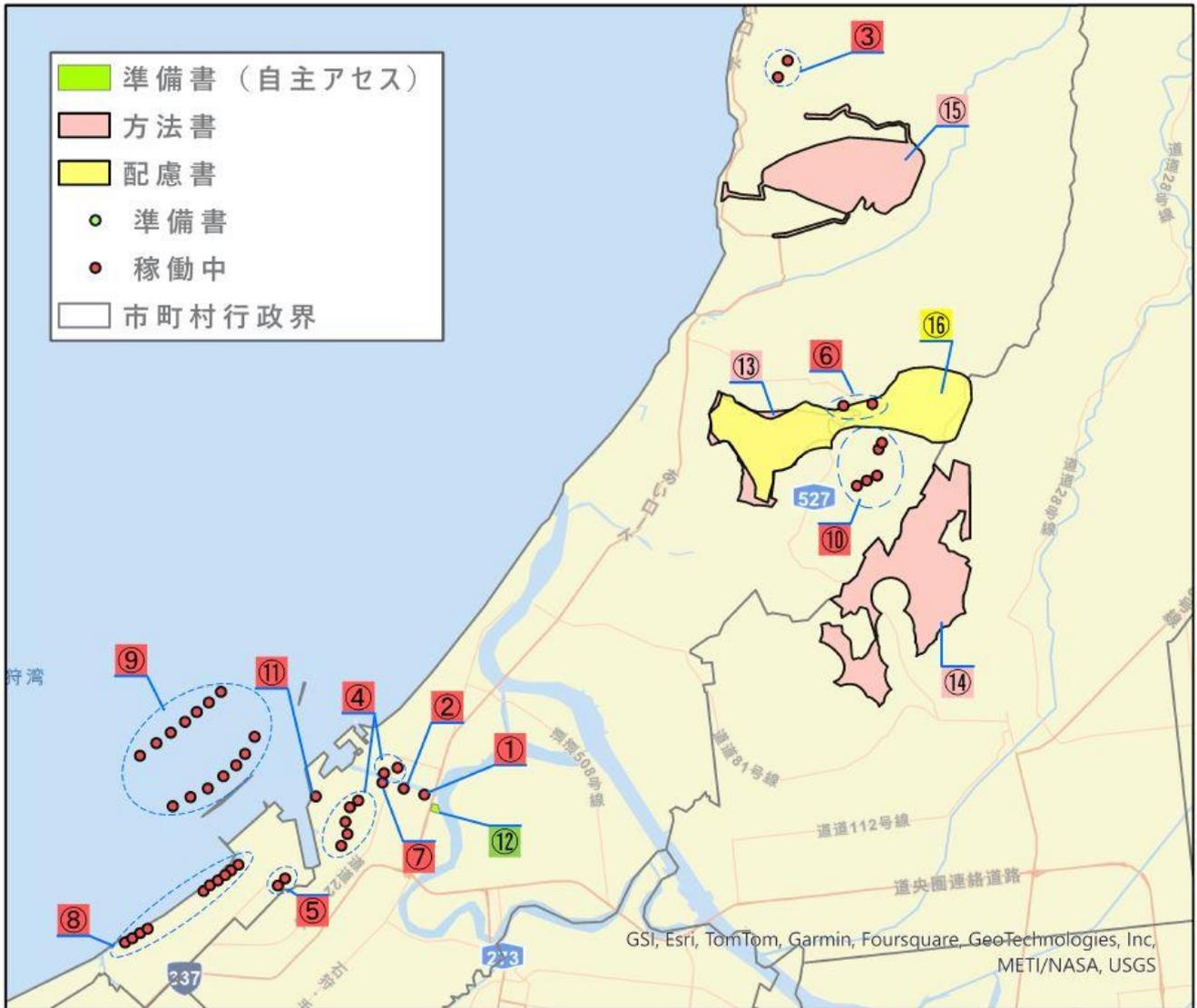
市内では、豊富なポテンシャルを活かし、太陽光発電や風力発電の導入が進んでいるほか、風力発電について複数の計画が行われています。

また、大規模なバイオマス発電事業も計画されており、市内や周辺での再エネ発電能力は、約235MWとなっています。

表 3-40 市内の再エネ発電導入状況（稼働済みのもの）

再エネ種別	導入設備容量
太陽光発電設備	27 MW
風力発電設備	155 MW
バイオマス発電設備（未利用木質）	53 MW
合 計	235 MW

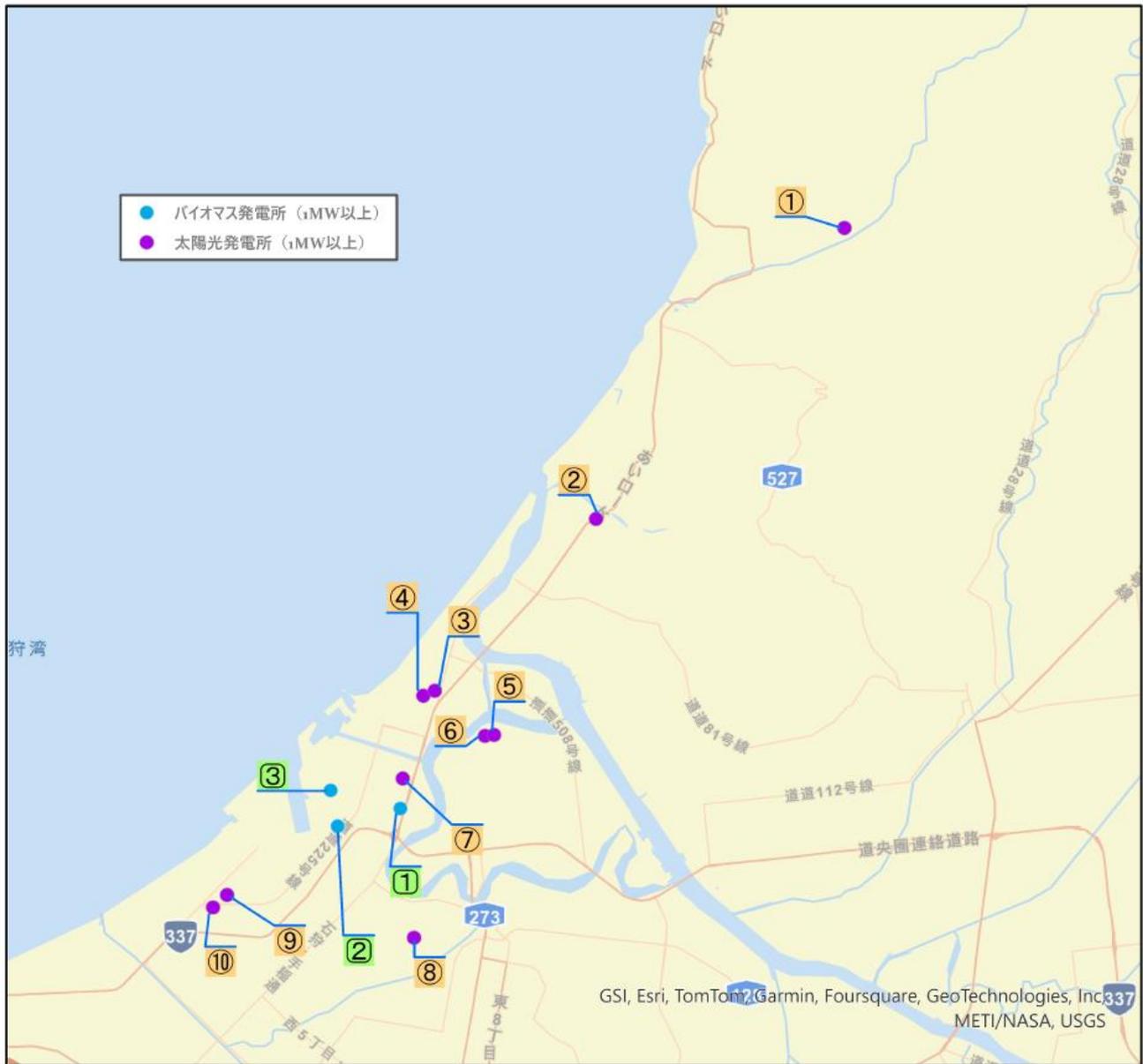
（事業計画認定情報公表用ウェブサイト 2025年1月末時点）



No.	事業者名	出力kW	基数	総出力kW	No.	事業者名	出力kW	基数	総出力kW
<b>稼働中</b>									
①	一般社団法人グリーンファンド石狩	1,500	1	1,500	⑦	株式会社風の杜いしかり	1,650	1	1,650
②	NPO法人北海道グリーンファンド	1,650	1	1,650	⑧	銭函ウィンドファーム合同会社	3,400	10	33,000 出力抑制
③	株式会社厚田市民風力発電	2,000	2	4,000	⑨	合同会社グリーンパワー石狩	8,000	14	99,990 出力抑制
④	株式会社ウィネット石狩	3,200	7	20,000 出力抑制	⑩	石狩グリーンエナジー株式会社	4,200	5	21,000 出力抑制
⑤	コスモエコパワー株式会社	3,300	2	6,600	⑪	北海道瓦斯株式会社	2,350	1	2,350
⑥	望来古平発電株式会社	3,200	2	4,999 出力抑制					

No.	事業者名	出力kW	基数	総出力kW	No.	事業者名	出力kW	基数	総出力kW
<b>準備書 (自主アセス)</b>					<b>方法書</b>				
⑫	京セラコミュニケーションシステム株式会社	2,300	1	2,300	⑬	合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所	4,200	8	33,600
<b>配慮書</b>					⑭	合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所	4,200	12	50,400
⑯	株式会社石狩聚富風力発電	3,000 ~6,000	22	66,000 出力調整	⑮	東急不動産株式会社	4,300 ~6,100	15	91,500 最大

図 3-33 市内及び周辺の風力発電事業 (アセス手続き中、又は工事中含む)



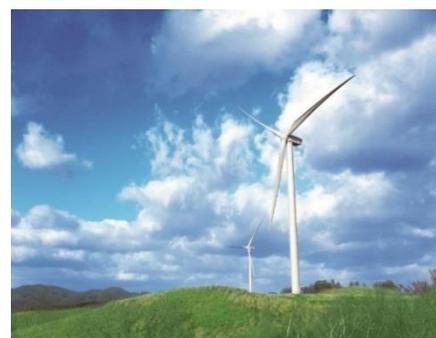
No.	事業者名	進捗状況	出力kW	No.	事業者名	進捗状況	出力kW
<b>太陽光発電事業</b>							
①	リコーリース株式会社	稼働中	1,986.0	⑥	CLEAN ENERGIES TARIFA株式会社	稼働中	1,778.0
②	八重洲インフラファンド合同会社	稼働中	1,995.0	⑦	株式会社Paix	稼働中	1,225.0
③	地域電力株式会社	稼働中	1,800.0	⑧	株式会社上里建設	稼働中	1,665.0
④	株式会社サンユー	稼働中	1,260.0	⑨	郵船商事株式会社	稼働中	1,450.8
⑤	CLEAN ENERGIES TARIFA株式会社	稼働中	1,990.0	⑩	I M C ソーラー株式会社	稼働中	1,958.4
<b>バイオマス発電事業</b>							
①	エネサイクル株式会社	稼働中	1,200.0	③	石狩バイオエナジー合同会社	稼働中	51,500.0
②	石狩地域バイオマス発電株式会社	運転開始前	9,950.0				

図 3-34 市内の 1 MW以上の太陽光発電及びバイオマス発電事業  
(事業計画認定情報公表用ウェブサイト 2025年1月時点)

#### (4) 厚田区市民風力発電所

平成26年12月から、厚田区小谷地区の市有地で(株)厚田市民風力発電が運営する定格出力2,000kWの風車2基が稼動しています。この風力発電事業の大きな特徴は、地域貢献として売電益の一部を市に寄付していただき、市はそれを環境まちづくり基金に積み立て、各種環境関連事業の財源に活用していることです。

この取り組みにより、「風」という地域資源による再生可能エネルギーの創出と、そこで生まれた利益からの地域還元が実現しています。



写真：厚田区小谷地区の風車

#### (5) 石狩市水素戦略構想

水素は使用時にCO<sub>2</sub>を排出せず、製造する際に再生可能エネルギー電力を使用すれば、熱・燃料といった電力以外にも活用できる、全くCO<sub>2</sub>を出さないエネルギー源となることから、脱炭素社会の実現に欠かせないものとなっています。

そこで市では、市内及び周辺地域の再エネを活用した水素製造や地域内での水素活用などについて定めた「石狩市水素戦略構想」を策定し、水素エネルギーの利用環境の整備に向け、関連機関や近隣市町村と連携しながら、調査・検討を進めています。

#### (6) 環境省 脱炭素先行地域事業

国は2050年カーボンニュートラルという目標に向けて、地域脱炭素の取組みを加速させるため、少なくとも100箇所の「脱炭素先行地域」をつくり、積極的に支援することで、「脱炭素ドミノ」を全国に広げることとしています。

本市においては、令和4年4月26日に第1回脱炭素先行地域に選定され、「再エネの地産地活・脱炭素で地域をリデザイン」をテーマに、下記の2つのエリアを設定し、脱炭素化を進めています。

エリア① 石狩湾新港地域内において、地域の再生可能エネルギーを供給する「REゾーン」を設定し、そのエリア内において脱炭素化と産業集積の両立を目指します。

エリア② 石狩市役所及び周辺の公共施設群5施設(市役所、総合保健福祉センター、こども未来館あいぽーと、学校給食センター、石狩市民図書館)に再エネの最大限の導入を図るとともに、3施設間においてはマイクログリッドを構築し、脱炭素化とレジリエンス強化を図ります。



図 3-35 脱炭素先行地域位置図

### 3 地球環境保全対策

#### (1) 市域内の気候変動の状況

##### ① 気温

石狩市の平成元年度以降の年間平均気温は、旧石狩市域、厚田区、浜益区などの地点においても、わずかながら上昇の傾向がみられます（図3-38）。

なお、グラフ中の「資料不足値」は、気象庁において統計データに不足があるため、値そのものを信用することはできない数値とされていますが、参考までに掲載しています。

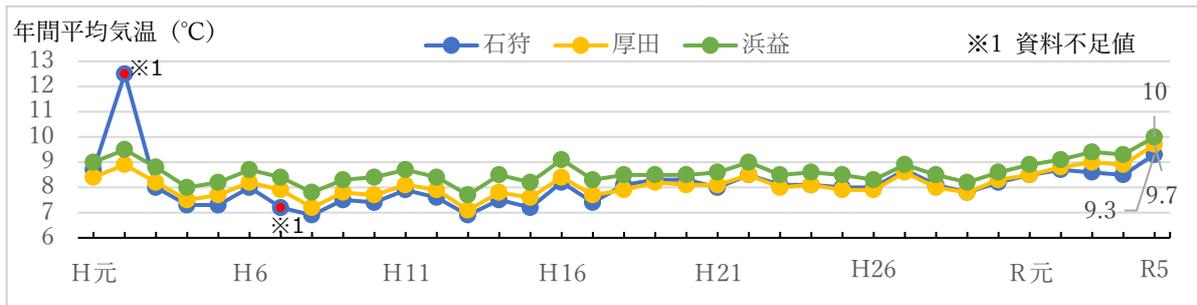


図 3-36 石狩地区、厚田地区、浜益地区の年平均気温

(気象庁調べ)

また、令和5年度の気温を見ると、各月で差があるものの、平年値(平成3年～令和2年の平均)と比較して上昇している月が多く、特に8月は全ての地域で大きく上昇しています（図3-37）。

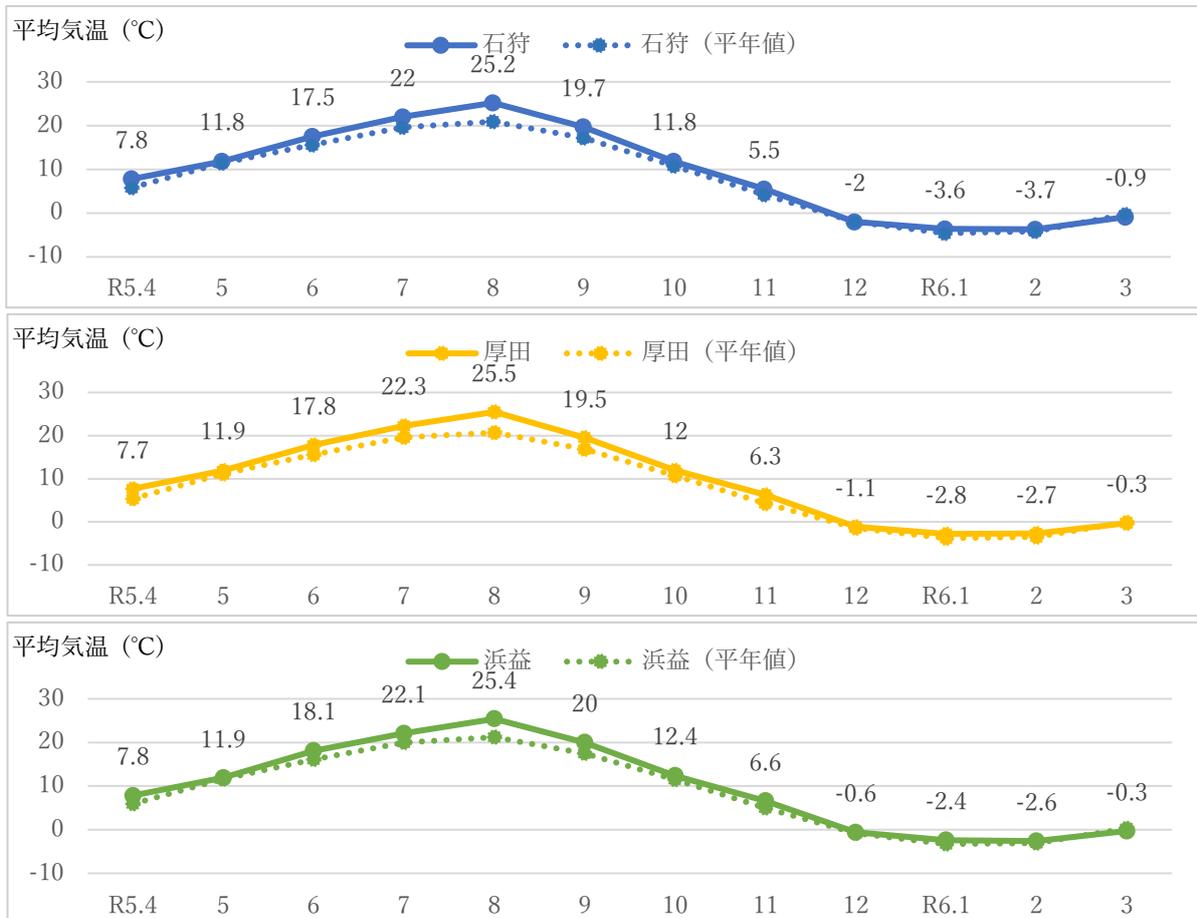


図 3-37 地区別の令和5年度月別平均気温

(気象庁調べ)

## ② 降水量

石狩市内の平成元年以降の年間降水量は、旧石狩市域に比べて厚田区、浜益区がわずかに多く、経年変化としてはほぼ横ばいとなっています（図3-38）。

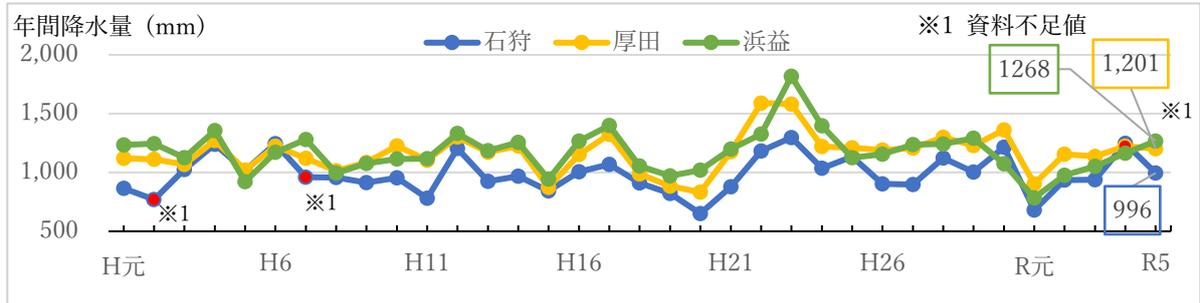


図 3-38 石狩地区、厚田地区、浜益地区の年間降水量

(気象庁調べ)

また、令和5年度の降水量を見ると、全ての地域で7月、8月の降水量が例年より減少している一方、9月から1月が例年よりも多い降水量となっています(旧石狩市域の12月を除く)(図3-39)。

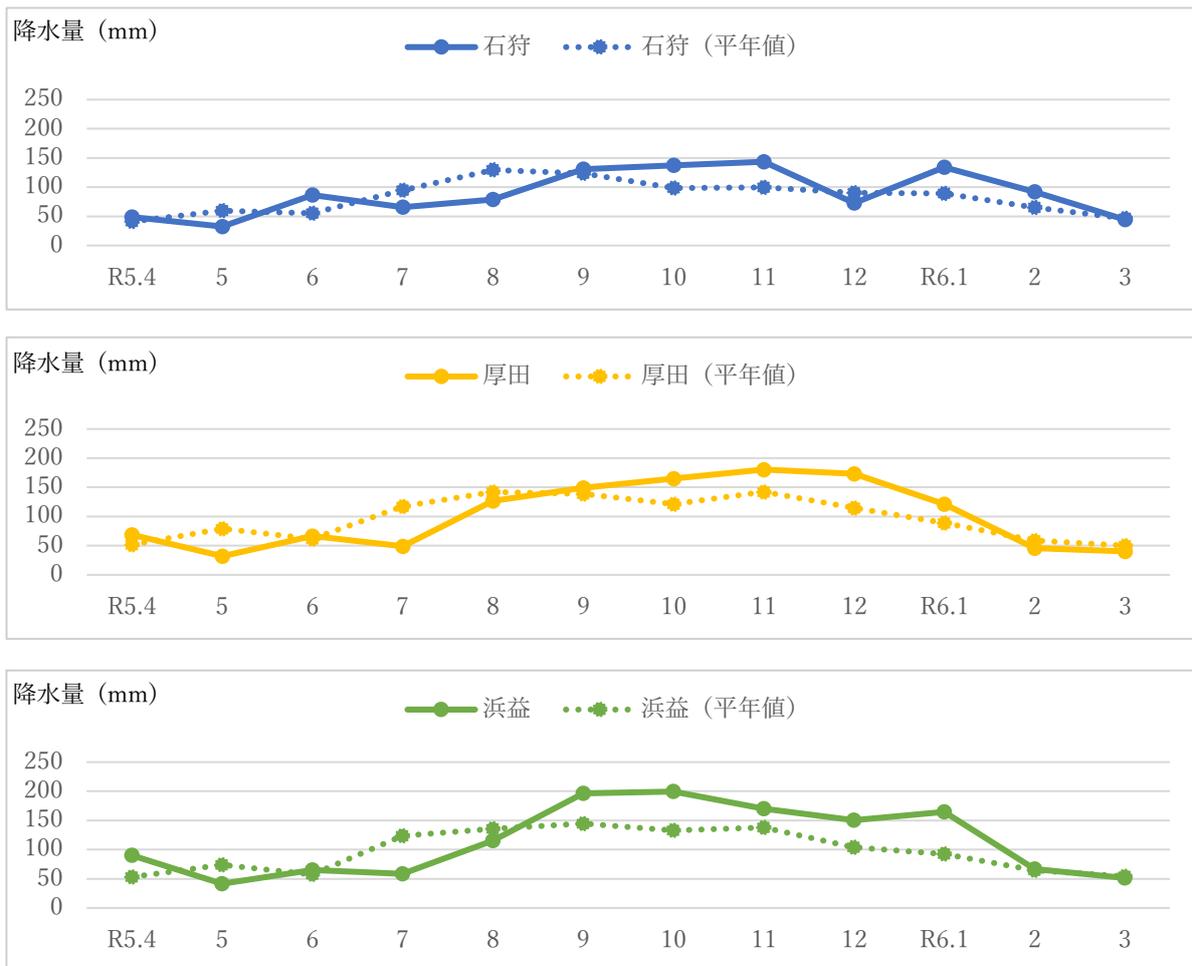


図 3-39 地区別の令和5年度月別降水量

(気象庁調べ)

### ③ 降雪量及び最深積雪

石狩市内の平成元年以降の降雪量と最深積雪及び令和5年度の月別降雪量と最深積雪はそれぞれ図3-40、図3-41のとおりです。

なお、浜益区の気象観測点は、降雪量の計測が行われていないため、浜益区の数値は算出していません。

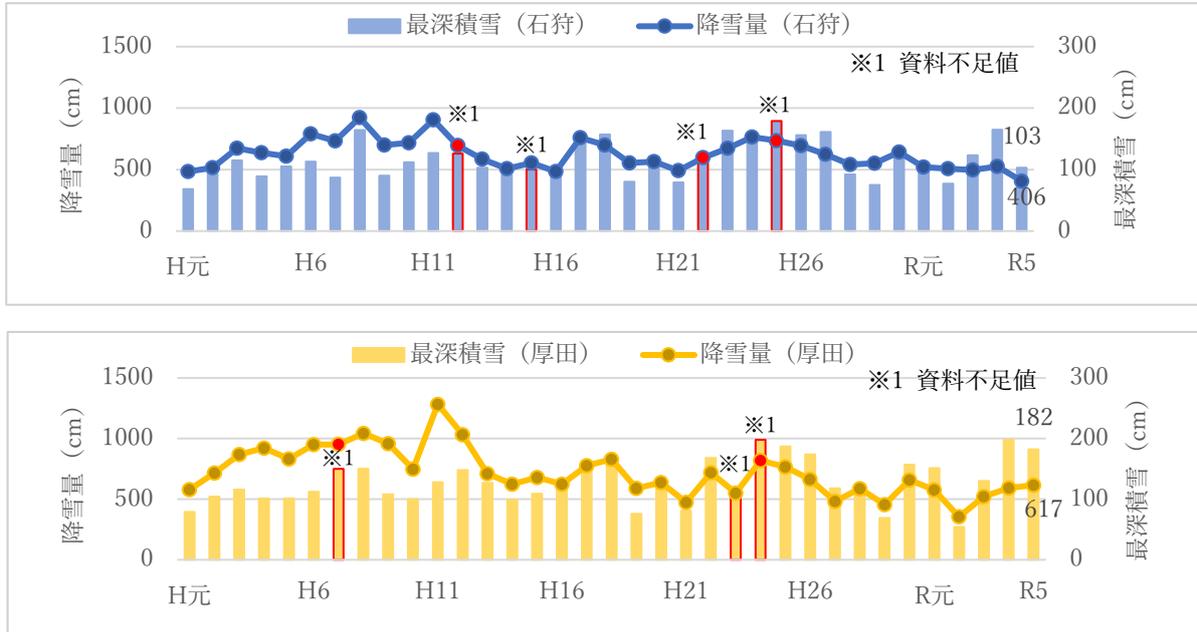


図 3-40 地区別の年別降雪量及び最深積雪

(気象庁調べ)

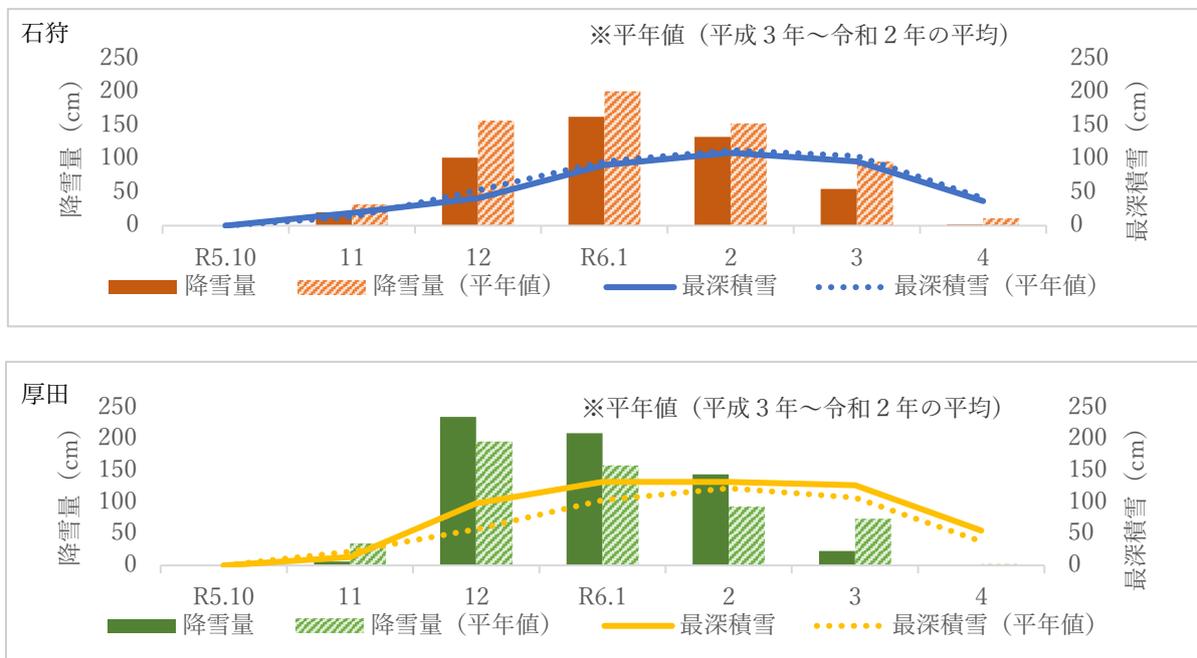


図 3-41 地区別の令和5年度月別降雪量及び最深積雪

(気象庁調べ)

## 第5節 連携・協働分野 教育・パートナーシップ

環境基本計画 目指す姿（長期的な目標）

全ての人が環境を学び、考え、行動することで、  
環境施策に「協働」で取り組んでいるまち

関連するSDGs



分野別評価指標の現状と目標

指標	基準（R元実績）	現状（R5実績）	目標（R12）
生物多様性関係団体数	15団体	15団体	のべ150団体 （10年間）
地球温暖化対策に関する出前講座の メニュー数	6講座	6講座	10講座
市民との協働による森林整備面積	10 ha	10 ha	13 ha

### 1 環境教育の推進、環境意識の向上

#### （1）環境教育・環境学習の実施状況

市では、環境に関する市民等の意識や関心を高めるため、学校や地域の団体に対して環境教育・環境学習事業を実施しています。

令和5年度は延べ17回477人に対して、自然観察や省エネなどに関する学習を行いました。

表 3-41 令和5年度 環境教育・環境学習事業実施状況

ジャンル	プログラム名	参加人数（回数等）
自然環境保全に関する取り組み	石狩の自然と保全	477人（17回）

（市自然保護課実施分）

## (2) 環境展示

市民の環境に対する興味・関心を広げてもらえるよう、市では環境展示を実施しています。令和5年度は、6月に「環境月間パネル展」を開催したほか、8月から12月にかけて市内5か所の公共施設を巡回する「環境普及啓発パネル展」を開催しました。

表3-42 令和5年度 環境展示実施状況

日程	場所
6月1日～13日	石狩市民図書館エントランスホール
8月21日～31日	浜益支所1階ホール
9月15日～25日	道の駅（あいろーど厚田）2階展示スペース
10月10日～17日	花川南コミュニティセンター1階ロビー
11月17日～24日	花川北コミュニティセンター1階ロビー
11月29日～12月15日	石狩市役所本庁舎1階展示ロビー



(市環境課実施分)

## (3) GIS を活用したオープンデータの取り組み

本市は、豊かな自然環境を有し、多種多様な動植物が生息・生育しています。自然環境調査などで蓄積している市の貴重な動植物情報をデータベース化し、公開可能な情報はオープンデータとしてまとめ、令和3年3月に「石狩市環境情報等オープンデータポータルサイト」を公開しました。また、クマ出没情報や交通事故、不審者情報等のみなさんの生活環境に関わる情報も、このサイトで閲覧・活用することができます。

石狩市環境情報等オープンデータポータルサイト

検索...

データを見る・ダウンロードする  
※利用に当たっては、こちらをご確認ください。

自然景観・体験      動植物      エネルギー      暮らし

情報・写真を投稿する

投稿フォームでは、次のような情報を写真や地図のデータとともに投稿することができます。  
投稿されたデータは、市の自然環境の基礎的なデータや周辺への注意喚起などに活用させていただきます。

- 市のオープンデータの活用事例
- 市内で見つけた自然景観や体験
- ヒグマの目撃情報
- カエルの目撃情報

<https://environment-ishikari.hub.arcgis.com/>

図 3-42 石狩市環境情報等オープンデータポータルサイト

## 2 様々な主体との連携・協働

### (1) いしかり・ごみへらし隊

ごみの減量やリサイクルの推進は、市だけでできるものではなく、市民・事業者・市がそれぞれ自らの問題と考へ、連携して取り組む必要があります。

「いしかり・ごみへらし隊」は、市民・事業者・市が一体となって、ごみの減量のために何ができるのかを話し合い、できることから実際に取り組みを進めていくことを目的に、平成13年9月に発足しました。

令和5年度は、隊員と市の担当者が連携を図り「作戦会議」を開催するなど、ごみ減量について協議を行うと共に、市広報誌の原稿作成に取り組んできました。

表 3-43 令和5年度 ごみへらし隊の活動内容

活 動	内 容
「ごみ減量のげん太くん」の市広報への連載	市民にお知らせしたいごみに関する色々なことを4コマ漫画で表現し、市広報誌に掲載 ・H21.12～毎月

※例年実施しているエコ体験ツアーは、新型コロナウイルス感染症対策により中止

### (2) 花いっぱい運動

住み良いまちづくりを推進するため、市が花の苗を助成し、市民が道路植樹帯や公園などに植栽を行っています。

令和5年度は、ペチュニアやマリーゴールドなど41,965株を植栽しました。

また、花いっぱい運動に参加した団体の中から花壇コンクールへの募集を行い、応募した団体を対象に審査及び表彰を行いました。

### (3) 石狩川歴史の森植樹祭

先人の偉業をたたえとともに、人と自然のふれあいの場となる「石狩川歴史の森」をつくるため、NPO法人近自然森づくり協会 岡村 俊邦理事長（北海道科学大学名誉教授）の指導のもと、札幌河川事務所などと協力して茨戸川河川敷地で植樹を行っています。この計画では20万本の植樹を目標に掲げており、令和5年度は、緑化団体など42人が参加して、20種250本の植樹を行いました。

### (4) 市民参加による森づくり

本市の重要な水産資源を守り育てるため、厚田区においては漁協女性部による「お魚殖やす植樹活動」や、森林ボランティア団体のクマガラ、やまどり等による「あつたふるさとの森」への植樹活動、浜益区においては浜益魚つきの森推進協議会による「浜益魚つきの森植林活動」等が実施されています。

また、市と市民による森づくり協働事業としては、平成22年度から「キノシユ木育里親運動」をクマガラと実施しています。この事業は、ミズナラやエゾヤマザクラの種子を市民に配布し育てていただき、発芽して1年程度経ち20～30cmほどになった苗を回収するという取り組みです。市民に育てていただいた苗は、育苗畑で更に1mほどになるまで育て、「あつたふるさとの森」の植林活動地域に植樹しています。

# 04 その他の主な取り組み

## 1 石狩市環境まちづくり基金

環境保全及び自然保護に関する施策の推進を目的として、石狩市環境まちづくり基金を設置しています。厚田区小谷地区の市有地で(株)厚田市民風力発電が運営する風車2基の売電益の一部による寄付金のほか、いしかりJ-VERの販売収入を基金に積み立て、各種環境関連事業の財源としています。

### 令和5年度に実施した事業

#### (1) 市有林整備事業

市有林の伐採や植林による森林の造成、下刈り・間伐による森林の保育及び野そ駆除による森林の保護を実施し、森林が持つ多面的機能の向上を図りました。

#### (2) 石狩浜海浜草原保全手法の検討

石狩浜の生物多様性が年々変化していることから、海浜植物を含む石狩浜の豊かな自然環境を残すための方針や、植物調査、海浜植物の生育手法などについて検討を重ねてきました。令和5年度は、希少種の調査のほかに、分布の範囲が変化している植物種について記録しました。



写真：現地調査で発見した食痕（エゾシカと思われる）

### (3) 魚つきの森プロジェクト事業

厚田区小谷地区の市有地で整備を進めている「あつたふるさとの森」にて、10月14日に市民との協働で植樹会を開催し、森林ボランティアの皆さんと市職員により、ミズナラ、ギンドロ、イタヤカエデ計100本の植樹を行いました。



### (4) 川下海岸グリーンインフラ実証事業

川下海岸における飛砂を起因とする地域課題に対して、北海道大学大学院農学研究院と共同で自然の力（グリーンインフラ）を活用して解決を目指す試験研究を行っています。

令和5年度は、植生の回復及び砂丘の形成を促す堆砂垣1基を設置したほか、飛砂の堆積量や分布する植物種等の現況把握、浜益小・中学校と海浜植物の種子採取・育苗を行いました。



写真：設置した堆砂垣

### (5) 環境普及啓発事業

脱炭素社会に向けた普及啓発のため、環境と親和性が高い市内のアウトドアイベントに出展しました。また、環境問題に関する冊子を作成・配布することにより、家庭向け普及啓発を図るとともに、石狩市独自の学校向け環境教材の構築のための情報収集を行いました。



### (6) 地球温暖化対策推進計画改定事業

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、石狩市域内及び市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減を目指す、石狩市地球温暖化対策推進計画について、国や本市を取り巻く脱炭素に関する動向が大きく変化したことから、温室効果ガス排出量の削減目標の見直しや、脱炭素先行地域事業の内容を反映するなど、計画の一部改定を行いました。

### (7) 再エネ設備導入ポテンシャル調査事業

公共施設からのCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るため、地球温暖化対策推進計画（事務事業編）に基づき、再生可能エネルギー導入のポテンシャル調査を行いました。

対象：13施設（浜益支所ほか）

# 05

## 参考資料

### 1 石狩市環境基本条例

石狩市環境基本条例

平成12年10月4日条例第49号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第9条—第35条）

第3章 環境審議会及び環境市民会議（第36条—第38条）

附則

私たちの石狩市は、日本有数の大河石狩川が日本海にとうとうと注ぐ石狩平野の西端に位置している。海と川とに代表されるこの地の自然は、はるか昔から、ここに住む人々に、生活の糧や美しい景観などの豊かな恵みをもたらし続けてくれた。

こうした自然の恵みを活かしながら、時には過酷な自然と闘いながら、石狩市は、農漁業を中心に古くから栄えてきた。さらに近年は、日本経済の伸長を背景とする石狩湾新港地域の開発等により、多様な産業が集積し、人口が急激に増加するなど、著しい発展を続けている。これに伴い、私たちの暮らしも飛躍的に便利で快適なものとなった。

しかしながら、石狩市と我が国に進歩と発展をもたらした都市化の進展や経済活動の拡大は、一方では資源の浪費や環境への負荷の増大を招いた。これらの事象は、今日、人々の身近な環境に様々な影響を及ぼすだけにとどまらず、私たちの生存基盤である地球環境さえも脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、恵み豊かな環境の下に、健康かつ安全で文化的な生活を享受する権利を有するとともに、この環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

今こそ、経済活動を優先した大量生産、大量消費、大量廃棄型のこれまでの生活様式を見直し、人と多様な動植物が共存することができる、環境への負荷の少ない社会を築くために、行動を起こさなければならない。

そのためには、先人たちの営みから環境への配慮についての知恵を学んだり、子どもたちの豊かな感受性を育むなどのことを通して、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた責務を自覚し、環境の保全及び創造に向けて自ら取り組むとともに積極的に協力していくことが必要である。このような認識の下に、私たちは、一人ひとりが主人公となって潤いと安らぎのある環境未来都市石狩

を実現するとともに、これを将来の世代に継承していくことを決意し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、市、事業者及び市民が協力して取り組むための基本理念を定め、並びにそれぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康かつ安全で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第9条において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（3）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康かつ安全で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐように適切に進められなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた責務を自覚し、三者の協働の下に自主的かつ積極的に進められなければならない。

- 3 環境の保全及び創造は、人と多様な動植物との共生を基調とし、生態系を適切に保全するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成に向けて適切に進められなければならない。
- 4 地球環境保全は、人の活動による環境への負荷が地球規模に及んでいることを市、事業者及び市民が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関し、市域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、率先して環境への負荷を低減するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に係る環境の保全及び創造に関する情報を自主的に提供するように努めるとともに、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努め、及び市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(石狩市環境白書)

第7条 市長は、毎年、環境の保全及び創造に関して講じた施策、環境の状況、環境への負荷の状況等を明らかにするため、石狩市環境白書を作成し、これを公表するものとする。

(環境月間)

第8条 市民及び事業者(以下「市民等」という。)の間

に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、毎年、6月を環境月間とする。

- 2 市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めるものとする。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第9条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を実施するものとする。

- (1) 市民の健康と安全を守るとともに快適な生活環境を保全するため、公害を防止し、自然環境を保全するなどの措置を講ずることにより、環境の保全上の支障を未然に防止すること。

- (2) 多様な野生動植物が生息できるように生態系を保全するとともに、森林、緑地、海、川、農地等の多様な自然環境及び良好な自然景観を地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全すること。

- (3) 自然の保護と回復を図るとともに、人に潤いと安らぎを与える豊かな自然との触れ合いを維持し、及び創出し、並びに地域に調和した歴史的文化的遺産を保全すること。

- (4) 市、事業者及び市民の協働の下に、廃棄物の発生の抑制、多様なエネルギーの利用及び資源の効率的かつ循環的な利用を推進することにより、持続的発展が可能な社会の形成及び地球環境保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標

- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向

- (3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策の推進に必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、石狩市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更するときも、また同様とする。

- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(施策の実施のための計画)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に実施するため、市が環境基本計画に基づき中期的に実施する施策に関する計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、石狩市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更するときも、また同様とする。

3 市長は、第1項の計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第14条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減に資する施設の整備その他環境の保全及び創造に関する市民等の活動を促進するため、必要な経済的助成の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、市民等に適正かつ公平な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための施設の整備)

第15条 市は、廃棄物処理施設、下水道終末処理施設その他の環境の保全に関する公共的な施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適切な整備及び適正な利用のための事業を推進するものとする。

(廃棄物の発生及び資源の消費の抑制)

第16条 市は、環境への負荷を低減し、及び資源の消費を抑制するため、廃棄物の減量化及び資源の循環的利用を促進するとともに、未利用エネルギー等の有効活用を推進するものとする。

2 市は、積雪寒冷な本市において前項に掲げる目的を達成するためには特に冬期間における対策が重要であることにかんがみ、暖房用エネルギーの消費の抑制を図るとともに環境への負荷の少ない総合的な雪対策に

関する調査研究を推進するものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第17条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林、緑地、農地等の保全)

第18条 市は、多様な野生生物の生息環境を保全し、並びに大気及び水質の浄化その他の環境保全機能を維持するため、地域の特性に応じて、森林、緑地及び農地の保全並びに緑化の推進に努めるものとする。

(海浜植物の保護及び回復)

第19条 市は、市民等と協働して、海浜地域特有の気候及び風土の下に生育する海浜植物を保護し、及びその他の回復を図るものとする。

(水環境の保全、回復等)

第20条 市は、海域、河川等の良好な水環境及び健全な水循環機能を保全し、及びその回復を図るとともに、市民が水に親しむことができる環境を確保するものとする。

(生態系と共生する農漁業の振興等)

第21条 市は、環境への負荷が少なく、かつ、生態系と共生することができるような農漁業の振興に努めるとともに、自然資源の持続的利用を推進するものとする。

(景観の保全等)

第22条 市は、地域の自然と調和した景観及び歴史的文化的遺産を保全し、及び保存するとともに、その活用を努めるものとする。

(美観の保護、創出等)

第23条 市は、廃棄物の散乱及び不法投棄を防止するとともに、まちの美観を保護し、及び創出し、並びに清潔で衛生的なまちづくりを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第24条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に次代を担う児童及び生徒を対象とした措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の参加機会の確保と意見の反映)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、市民等が参加する機会を確保するように努めなければならない。

2 市は、環境の保全及び創造に関する市民等の意見を、施策に反映させるよう努めるものとする。

(自発的活動の推進)

第26条 市は、市民、事業者又はこれらが構成する団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が推

進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集、提供及び公開)

第27条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習並びに市民等の自発的活動の推進に資するため、環境の保全及び創造に関する必要な情報の収集、提供及び公開に努めるものとする。

(事業者の環境管理に関する取組の促進)

第28条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷を低減するように自主的な管理を行うことを促進するため、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(化学物質等に係る措置)

第29条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、人の健康を損なうおそれのある化学物質等について情報の収集、提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査、研究、監視等の体制整備)

第30条 市は、環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市は、環境の状況を迅速かつ確に把握するため、必要な監視及び測定を体制を整備するものとする。

(協定等の締結)

第31条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、必要に応じて、事業者と事業活動に伴う環境への負荷の低減に関する協定等を締結するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第32条 市は、市域外への環境への負荷の低減に努めるとともに、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、国等が市域内の環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとするときは、環境の保全及び創造に関する市の施策と整合を図るように国等に協力を求めるものとする。

(財政的措置)

第33条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第34条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を、市民等との協働の下に推進するための体制を整備するものとする。

(地球環境保全に資する施策の推進)

第35条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国等と連携し、環境の保全及び創造に関する情

報の提供、技術の活用等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

### 第3章 環境審議会及び環境市民会議

(環境審議会)

第36条 環境基本法(平成5年法律第91条)第44条の規定に基づく合議制の機関として、石狩市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属せられた事項

3 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号の事項に関し市長に建議することができる。

(組織)

第37条 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(環境市民会議)

第38条 次に掲げる事項について市民等が主体的に協議する場として、環境市民会議(以下「市民会議」という。)を置く。

(1) 環境の保全及び創造に関する施策を、市が市民等との協働の下に推進するための方策

(2) 環境の保全及び創造に関する市民等の活動を効果的に推進するための方策

2 市長は、市民会議に対し、情報の提供その他の必要な支援を行わなければならない。

3 市長は、市民会議の協議の結果を施策に反映するように努めるものとする。

4 市民会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附則 省略

## 2 環境保全に係る基準

### 1 環境基準

#### (1) 大気汚染に係る環境基準

##### ① 大気の汚染に係る環境基準

大気汚染物質	環境基準	環境基準達成状況の判断	
	環境上の条件	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。	日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間（5時～20時）の1時間値で評価し、これが0.06ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	日平均値の2%除外値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

##### ② 有害大気汚染物質に係る環境基準

ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
1年平均値が0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.13 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

## (2) 水質汚濁に係る環境基準

### ① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

- 注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることをいう。  
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

### ② 生活環境の保全に関する環境基準

#### 1) 河川(湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

- 注) 1. 基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。  
 2. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる)。  
 3. 利用目的の適応性に掲げる用語の解説  
 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全  
 水道 1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 2級: 沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの  
 3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 水産 1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 工業用水 1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2級：薬品注入等により高度の浄水操作を行うもの

3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

## 2) 海域

### (ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL以下	検出されない こと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

注) 利用目的の適応性に掲げる用語の解説

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

### (イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種 を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

注) 1. 基準値は年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れがある海域について行うものとする。

3. 利用目的の適応性に掲げる用語の解説

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ安定して漁獲される

2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

### (3) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサソ	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。

## (4) 騒音に係る環境基準

### ①道路に面する地域以外の地域（一般地域）

類 型	騒音規制法に基づく指定地域	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあっては、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第1・2種中高層住居専用地域に限る）	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く）		
C	第3種区域及び第4種区域	60デシベル以下	50デシベル以下

### ②道路に面する地域

類 型	騒音規制法に基づく指定地域	車道	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあっては、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第1・2種中高層住居専用地域に限る）	2車線以上	60デシベル以下	55デシベル以下
B	第2種区域 (類型Aを当てはめる地域を除く)	2車線以上	65デシベル以下	60デシベル以下
C	第3種区域及び第4種区域	1車線以上		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、前表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
70デシベル以下	65デシベル以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注) 基準値は等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ <sup>19</sup>)

Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

「幹線交通を担う道路」等については環境庁大気保全局長通知（平成10年9月30日付け環大企第257号）による。

「幹線交通を担う道路」 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等

「幹線交通を担う道路に近接する空間」 次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により特定される範囲。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・ 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

<sup>19</sup> 等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )

時間的に変動する騒音レベルをエネルギー的に平均した値。平成11年4月から環境基準の評価法として採用。

## (5) ダイオキシン類に係る環境基準

	大 気	水 質	水底の底質	土 壤
環境基準値	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	1 pg-TEQ/L 以下	150 pg-TEQ/g 以下	1,000 pg-TEQ/g 以下

- 注) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。  
 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。  
 4. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他の一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。  
 5. 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
 6. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋め立て地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。  
 7. 1pg (ピコグラム) は1兆分の1グラム

## (6) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサソ	0.05mg/L 以下

注) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

## 2 規制基準（抜粋）

### （1）水質汚濁に係る一律排水基準（水質汚濁防止法）

#### ① 有害物質に係る排水基準

項 目	許容限度	項 目	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
シアン化合物	シアン 1 mg/L	トリクロロエチレン	0.1 mg/L
有機リン化合物	1 mg/L	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.2 mg/L	チウラム	0.06 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L	シマジン	0.03 mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他水銀化合物	水銀 0.005 mg/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1 mg/L
P C B（ポリ塩化ビフェニル）	0.003 mg/L	セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	ほう素及びその化合物	（海域）230 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L		10 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	ふっ素及びその化合物	（海域）15 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L		8 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L※
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L		
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L		

注）有機リン化合物は、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

※ アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素との合計量に基準が適用される。

#### ② 生活環境項目に係る排水基準

項 目	許容限度	項 目	許容限度	
水素イオン 濃度（pH）	海域以外	ノルマルヘキサン 抽出物質	鉱油類	5 mg/L
	海域		動植物油脂類	30 mg/L
生物化学的酸素要求量 （BOD）	160（日間平均 120）mg/L	フェノール類含有量	5 mg/L	
化学的酸素要求量 （COD）	160（日間平均 120）mg/L	銅含有量	3 mg/L	
浮遊物質（SS）	200（日間平均 150）mg/L	亜鉛含有量	2 mg/L	
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>	溶解性鉄含有量	10 mg/L	
窒素含有量	120（日間平均 60）mg/L	溶解性マンガン含有量	10 mg/L	
リン含有量	16（日間平均 8）mg/L	クロム含有量	2 mg/L	

注）この排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>以上である事業場などに対して適用される。

## (2) 上乗せ排水基準（北海道条例）

### ① 有害物質に係る排水基準

適用区域	対象業種	項目	許容限度
石狩川水域	非鉄金属鉱業	カドミウム及びその化合物	0.06 mg/L
		シアン化合物	0.6 mg/L

### ② 生活環境項目に係る排水基準（石狩市関係分）

適用区域	業種又は施設	BOD (mg/L)	SS (mg/L)
石狩川水域	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る)	日間平均 20	日間平均 70

## (3) 騒音に係る規制基準

### ① 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間	朝夕	夜間	地域の区分
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 及び 午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の 午前6時まで	
第1種区域	45	40	40	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
第2種区域	55	45	40	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第3種区域	65	55	50	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
第4種区域	70	65	60	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

### ② 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準（敷地境界）

(単位：デシベル)

区域の区分	規制基準	作業ができない時間	1日当たりの作業時間	同一場所における作業期間	作業日
第1号区域	85以下	午後7時から 翌日午前7時	10時間を 超えないこと	連続して6日間を 超えないこと	日曜日その他の 休日でないこと
第2号区域		午後10時から 翌日午前6時	14時間を 超えないこと		

注) 1. 第1号区域とは、騒音規制法の規定により指定された、第1種区域と第2種区域の全域並びに第3種区域と第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m以内の区域をいう。

2. 第2号区域とは、第3種区域と第4種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

③ 自動車交通騒音に係る要請限度※

(単位：デシベル)

区域の区分	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日午前6時)	
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55	a区域：指定地域のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあつては、都市計画法第8条第1項第1号の規定に定められた第1・2種中高層住居専用地域に限る）
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65	
b区域のうち2車線を有する道路に面する地域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70	b区域：指定地域のうち、第2種区域（a区域として定める地域を除く） c区域：指定地域のうち、第3種区域

※ 要請限度…騒音規制法や振動規制法において、生活環境が著しく損なわれると認められるとき、市町村長は都道府県公安委員会に対して措置を要請することができるものと規定されている。この判断の基準となる値を要請限度という。

(4) 振動に係る規制基準

① 特定工場において発生する振動の規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分	時間区分	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～翌日午前8時)
第1種区域		60	55
第2種区域		65	60

注) 1. 第1種区域及び第2種区域とは、振動規制法に基づく指定地域の区域区分であり、原則として次のように区分されている。

- ① 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域
  - ② 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域
2. 各区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の周囲50m内においては、それぞれの規制値から5デシベルを減じた値が適用される。

② 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準(敷地境界)

(単位：デシベル)

区域の区分	規制基準	作業ができない時間	1日当たりの作業時間	同一場所における作業期間	作業日
第1号区域	75以下	午後7時から翌日午前7時	10時間を超えないこと	連続して6日間を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと
第2号区域		午後10時から翌日午前6時	14時間を超えないこと		

注) 1. 第1号区域とは、振動規制法の規定により指定された、第1種区域の全域並びに第2種区域のうち学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m以内の区域をいう。

2. 第2号区域とは、第2種区域であつて、第1号区域以外の区域をいう。

## (5) 悪臭に係る規制基準

### ① 敷地境界の地表における規制基準

A区域	臭気指数 10
-----	---------

### ② 気体排出口における規制基準

上記で定める規制基準を基礎として環境省令第6条2により算出された臭気排出強度又は臭気指数

### ③ 排出水中における規制基準

臭気指数26（環境省令第6条3により算出された臭気指数）

## (6) ダイオキシン類に係る規制基準

### ① 大気排出基準

特定施設の種類の種類		新設施設の排出基準 (ng <sup>20</sup> -TEQ/m <sup>3</sup> N)	既存施設の排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5m <sup>2</sup> 以上又は、 燃焼能力 50kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	1
	4t/h 未満 2t/h 以上	1	5
	2t/h 未満	5	10

注) 表中の新設施設は、平成12年1月15日以降に設置された施設を指す。

### ② 水質排出基準

特定施設の種類の種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
下水道終末処理施設	10

<sup>20</sup> ng(ナノグラム)

10億分の1グラムのこと。n(ナノ)は10億分の1を表す単位。

### 3 環境関連の主な施設

#### 1 石狩浜海浜植物保護センター

石狩浜海浜植物保護センターは、石狩浜の豊かな自然を市民共有の財産として後世へ残していくことを目指し、市民と協働で保全活動に取り組む拠点として、平成12年4月にオープンしました。センターは、下記の3点を役割とし、活動を行っています。

- I. 海浜植物を含めた石狩浜についての普及啓発
- II. 海浜植物の保護保全に関する手法の検討・蓄積
- III. 各機関との連携をした生物多様性に向けた取り組み

なお、活動の記録については、毎年度「石狩浜海浜植物保護センター活動報告」としてまとめ、ホームページ等で公開しています。

石狩浜海浜植物保護センター活動報告

<https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/ihama/662.html>



写真：石狩浜海浜植物保護センター

表 5-1 令和5年度 石狩浜海浜植物保護センター基本情報

項目	令和5年度の状況
開館期間	4/29～11/3
来館者数	3,680人（開館期間中）
ホームページアクセス数	4,693件（年間）
環境学習利用 （団体数/児童生徒数）	14団体/のべ422人

## 2 北石狩衛生センター

石狩市のごみは、「北石狩衛生センター」（所在地：厚田区聚富）で処理しています。当初は、石狩町、当別町、厚田村、浜益村、新篠津村（建設当時）で構成する北石狩衛生施設組合（一部事務組合）でしたが、平成18年3月に解散し、同年4月より石狩市の施設となりました。

また、平成24年4月からは、ごみ処理施設の管理運営を石狩三友メンテナンス(株)へ長期包括的運営管理委託しています。

センターは、平成5年12月に竣工、180t/日の焼却能力と40t/5hの破砕能力を有しており、公害防止対策として、有害ガス除去装置及び電気集じん装置などの公害防止設備を備えています。

また、埋め立て処分地は、平成6年12月に完成し、埋め立て容積は194千 $\text{m}^3$ です。埋め立て地は完全しゃ水構造で、浸出水処理施設の能力は、1日90 $\text{m}^3$ で水質汚濁が生じないように適切に処理しています。



写真：北石狩衛生センター

## 3 リサイクルプラザ

石狩市リサイクルプラザは、資源物（びん・缶・ペットボトル）を収集し、リサイクルを推進するための活動拠点です。

施設内は、工房、プラント、ストックヤードの3つに分かれ、工房では様々なリサイクル講座の開催や廃材を利用して製作した木工品の展示、プラントでは収集した資源物を種類ごとに分け、粗原料として出荷しています。



写真：リサイクルプラザ

## 4 環境関連の問い合わせ先

内容	問い合わせ先（電話番号）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境基本計画に関すること</li> <li>■ 地球温暖化対策推進計画に関すること</li> <li>■ 環境白書に関すること</li> <li>■ 省エネや再エネに関すること</li> </ul>	環境課 環境政策担当 電話 0133-72-3698 e-mail k-seisaku@city.ishikari.hokkaido.jp
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公害（騒音・振動・悪臭等）に関すること</li> <li>■ 大気・水質・土壌に関すること</li> <li>■ クマの目撃情報などに関すること</li> </ul>	環境課 環境保全担当 電話 0133-72-3240 e-mail k-hozen@city.ishikari.hokkaido.jp
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自然環境の調査や保護に関すること</li> <li>■ 希少生物の保護や外来種に関すること</li> <li>■ 環境教育・環境学習などに関すること</li> </ul>	自然保護課 電話 0133-72-3269 e-mail ihama@city.ishikari.hokkaido.jp
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ごみの処理や不法投棄に関すること</li> <li>■ リサイクルに関すること</li> </ul>	ごみ・リサイクル課 電話 0133-72-3126 e-mail gomi@city.ishikari.hokkaido.jp
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林に関すること</li> </ul>	林業水産課 電話 0133-72-3246 e-mail ringyous@city.ishikari.hokkaido.jp
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公園に関すること</li> </ul>	都市整備課 公園管理担当 電話 0133-72-3671 e-mail toshis@city.ishikari.hokkaido.jp
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水道に関すること</li> </ul>	水道施設課 電話 0133-72-3135 e-mail s-shisetsu@city.ishikari.hokkaido.jp
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 下水道・個別排水処理施設に関すること</li> </ul>	下水道課 電話 0133-72-3176 e-mail gesui@city.ishikari.hokkaido.jp

## 石狩市環境白書 '24

- 令和6年度版 -

令和7年3月発行

発行 石 狩 市

編集 環境市民部 環境課

〒061 - 3292

石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL 0133 - 72 - 3698

FAX 0133 - 75 - 2275

Eメール [k-seisaku@city.ishikari.hokkaido.jp](mailto:k-seisaku@city.ishikari.hokkaido.jp)